

愛知県国民健康保険運営方針 最終案

平成29年12月



目次

基本的事項	1
1 策定の目的	1
2 策定の根拠	1
3 策定年月日	2
4 対象期間	2
第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	3
1 医療費の動向と将来の見通し	3
(1) 市町村国保被保険者の状況	3
(2) 医療費の動向	5
(3) 将来の財政の見通し	6
2 赤字解消・削減の取組、目標年次等	7
(1) 解消・削減すべき赤字の範囲	7
(2) 赤字市町村	8
(3) 赤字解消・削減の取組や目標年次等	8
3 財政安定化基金の運用	9
(1) 「特別な事情」の基本的な考え方	9
(2) 特例基金などの活用方法の基本的な考え方	10
4 PDCAサイクルの実施	10
(1) PDCAサイクルを循環させるための基本的な取組方針	10
第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項	11
1 現状	11
(1) 保険料と保険税の割合	11
(2) 保険料(税)の賦課方式	11
(3) 応能割と応益割の賦課割合	11
(4) 賦課限度額の設定状況	12
2 地域の実情に応じた保険料(税)水準の平準化	12
3 標準的な保険料算定方法	13
(1) 納付金の算定	13
(2) 市町村標準保険料率の算定	14
(3) その他標準保険料率及び納付金の算定に当たり必要な調整	15
第3章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項	16
1 現状	16
(1) 保険料(税)収納率の推移	16
(2) 納付方法別世帯割合の推移	17
(3) 滞納世帯数等の推移	17
(4) 収納対策の実施状況	17
2 収納対策(収納率目標)	18
3 収納対策(収納対策の充実に資する取組)	19
(1) 収納不足市町村等	19
(2) 収納対策の充実及び収納率目標の達成に向けた取組	19

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項	21
1 現状	21
(1) レセプト点検の状況	21
(2) 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況	21
(3) 被害届受理前における第三者求償事務の実施状況	21
(4) 海外療養費の支給状況	22
(5) 高額療養費の申請勧奨	22
2 今後の取組	22
(1) 県による保険給付の点検等	22
(2) 療養費の支給の適正化	23
(3) レセプト点検の充実強化	23
(4) 第三者求償や過誤調整等の取組強化	24
(5) 高額療養費の多数回該当の取扱い	24
第5章 医療費の適正化の取組に関する事項	25
1 現状	25
(1) 特定健診・特定保健指導の実施状況	25
(2) 後発医薬品の使用状況	25
(3) 後発医薬品差額通知の実施状況	25
(4) 重複受診者、頻回受診者、重複服薬者に対する訪問指導の実施状況	26
(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況	26
(6) データヘルス計画の策定状況	26
2 医療費の適正化に向けた取組	26
3 医療費適正化計画との関係	27
第6章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	28
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	28
(1) 市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進	28
(2) 市町村事務処理標準システムの導入及び共同利用の推進	28
(3) 連携会議で選定した優先的取組項目の推進	28
第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項	30
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携	30
(1) 国民健康保険における地域包括ケアの推進	30
第8章 その他	32
1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他	32
(1) 連携会議及びワーキンググループによる連携	32
(2) 各種研修会の実施による市町村支援	32
(3) その他	32
用語解説	33
資料編	35

基本的事項

1 策定の目的

平成 27 年 5 月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号。以下「医療保険制度改革関連法」という。)により、平成 30 年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことで、制度の安定化を図ることとされた(以下、平成 30 年度以降の国民健康保険制度を「新制度」という。)

新制度においては、県が財政運営の中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされた。

県と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針として、愛知県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)を策定する。

《改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割》

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に 保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じた きめ細かい保健事業 を実施 (データヘルス事業等)

出典:厚生労働省作成資料

2 策定の根拠

この国保運営方針は、医療保険制度改革関連法附則第7条(平成 30 年4月以降は国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。)第 82 条の2)に基づき、定める。

国保運営方針の策定は、厚生労働省が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第1項に基づく技術的助言として示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」(平成 28 年4月 28 日付け保発 0428 第 16 号厚生労働省保険局長通知。以下「国保運営方針策定要領」という。)に沿って行った。

3 策定年月日

平成29年12月 日

4 対象期間

この国保運営方針は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間を対象とする。ただし、3年ごとに検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

本章では、国保の財政収支の基礎情報である医療費の見通しや国保財政の見通し、赤字解消・削減の取組等について定める。

1 医療費の動向と将来の見通し

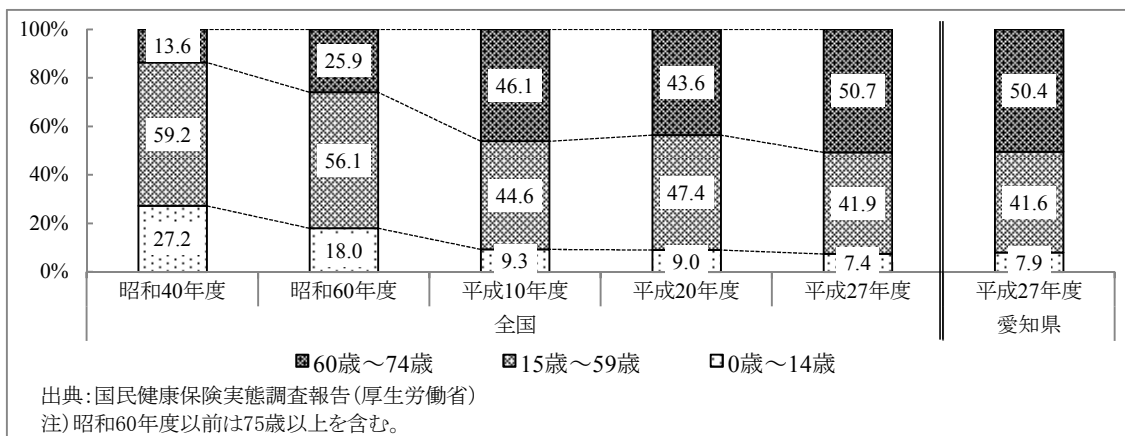
(1) 市町村国保被保険者の状況

ア 年齢構成

昭和40年度には、全国において60歳以上の被保険者の占める割合が全体の13.6%であったのに対し、平成27年度では60歳以上74歳以下の被保険者が50.7%と大幅に増加している。一方、全国の0歳～14歳の占める割合は、昭和40年度には27.2%であったが、平成27年度は7.4%と19.8ポイント減少しており、少子高齢化が一層進行している。

なお、平成27年度の本県の状況は、全国とほぼ同じである。

図1-1 国民健康保険の被保険者(75歳未満)の年齢構成の推移(市町村)

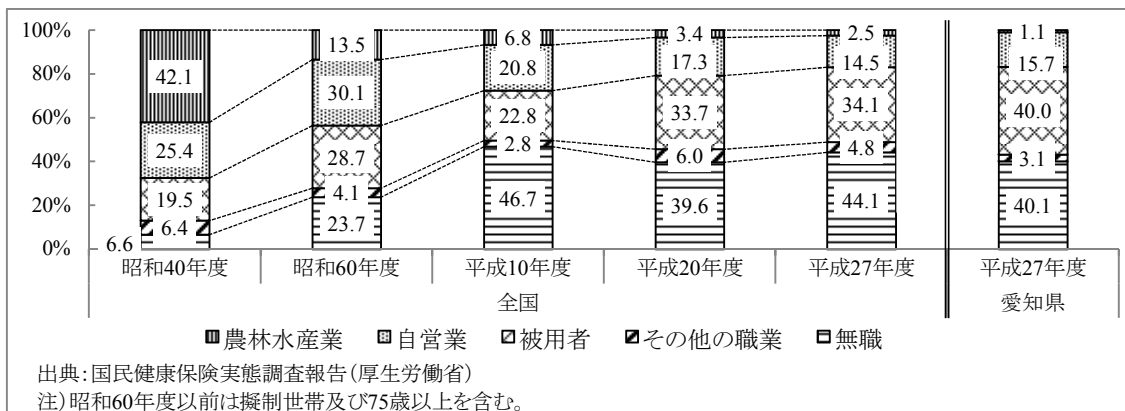


イ 職業別世帯数構成割合

昭和40年度には、全国で農林水産業に従事する被保険者の占める割合が42.1%であったのに対し、平成27年度では2.5%と39.6ポイント減少している。一方、全国で無職の被保険者の占める割合は、昭和40年度には6.6%であったが、平成27年度は4割を超えている。

なお、平成27年度の本県の状況は、全国とほぼ同じであるが、無職の割合は全国と比べやや低い水準にある。

図1-2 世帯主(75歳未満)の職業別世帯数構成割合(市町村・擬制世帯、職業不詳を除く)



ウ 都道府県内における市町村別地域格差

平成 27 年度の被保険者 1 人当たり医療費の市町村別格差は、本県では最大 402,607 円に対し最少は 254,008 円で 1.6 倍であるが、全国で最も格差が生じているのは北海道の 2.6 倍となっている。また、本県の平均 1 人当たり医療費は 318,912 円と全国順位は 43 位となっている。(表1-1)

一方、平成 27 年度の被保険者 1 人当たり保険料(税)調定額の市町村別格差は、本県では最大 105,733 円に対し最少は 59,193 円で 1.8 倍であるが、全国で最も格差が生じているのは長野県の 3.6 倍となっている。また、本県の平均 1 人当たり保険料(税)調定額は 88,709 円と全国順位は 11 位となっている。(表1-2)

また、平成 26 年の被保険者 1 人当たり課税所得額(旧ただし書所得)の市町村別格差は、本県では最大 1,322 千円に対し最少は 600 千円で 2.2 倍であるが、全国で最も格差が生じているのは北海道の 22.4 倍となっている。また、本県の平均 1 人当たり課税所得額は 845 千円と全国順位は 3 位となっている。(表1-3)

表1-1 被保険者1人当たり医療費の市町村別格差(平成27年度)

	市町村平均			都道府県平均		全国平均
	最大	最少	格差	愛知県	順位	
愛知県	402,607円	254,008円	1.6倍	318,912円	43位	349,697円
北海道	657,915円	253,609円	2.6倍			

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

表1-2 被保険者1人当たり保険料(税)調定額の市町村別格差(平成27年度)

	市町村平均			都道府県平均		全国平均
	最大	最少	格差	愛知県	順位	
愛知県	105,733円	59,193円	1.8倍	88,709円	11位	84,156円
長野県	121,083円	33,872円	3.6倍			

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省) ※保険料(税)調定額には介護納付金を含んでいない。

表1-3 被保険者1人当たり課税所得額(旧ただし書所得)の市町村別格差(平成26年)

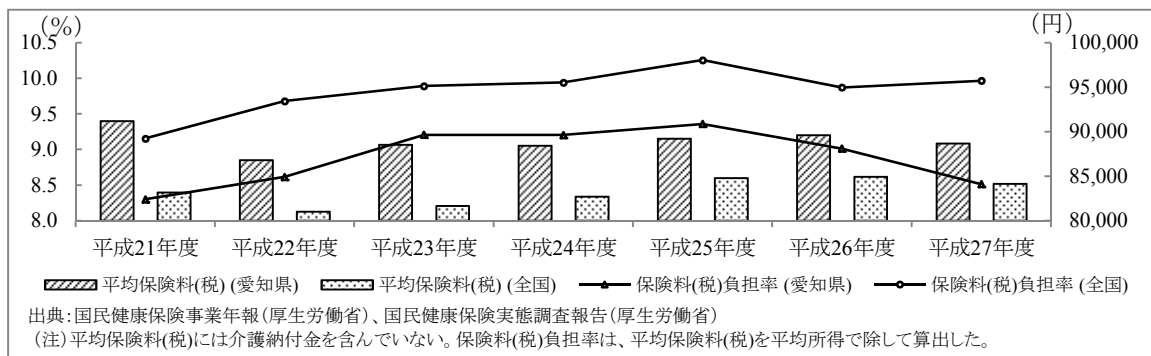
	市町村平均			都道府県平均		全国平均
	最大	最少	格差	愛知県	順位	
愛知県	1,322千円	600千円	2.2倍	845千円	3位	665千円
北海道	5,888千円	263千円	22.4倍			

出典:国民健康保険実態調査報告(厚生労働省)

エ 被保険者 1 人当たり平均保険料(税)と保険料(税)負担率

本県における平成 27 年度の被保険者 1 人当たり平均保険料(税)は、前年度より減少し、保険料(税)負担率も低下している。一方、全国では 1 人当たり平均保険料(税)は減少しているが、保険料(税)負担率は逆に増加している。

図1-3 被保険者1人当たり平均保険料(税)と保険料(税)負担率の年次推移



(2) 医療費の動向

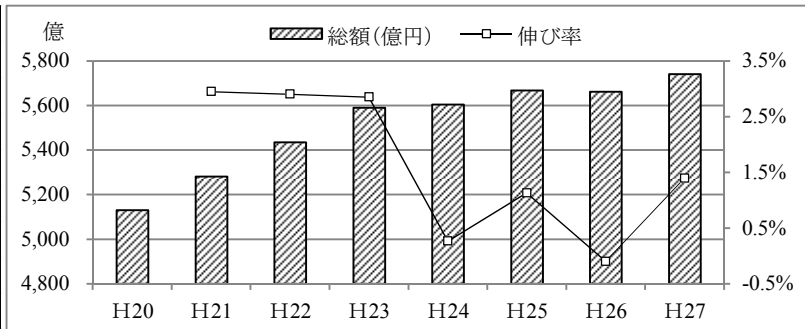
ア 医療費の推移

後期高齢者医療制度が創設された平成 20 年度以降の本県市町村国保の医療費総額は、平成 26 年度を除き年々増加しているが、伸び率で見ると近年は鈍化傾向にある。全国においても傾向は同様である。

表1-4 医療費の推移(愛知県)

年度	総額(億円)	伸び率
H20	5,129.88	
H21	5,281.14	2.95%
H22	5,434.51	2.90%
H23	5,589.44	2.85%
H24	5,604.23	0.26%
H25	5,667.59	1.13%
H26	5,661.95	-0.10%
H27	5,740.86	1.39%

図1-4 医療費の推移(愛知県)

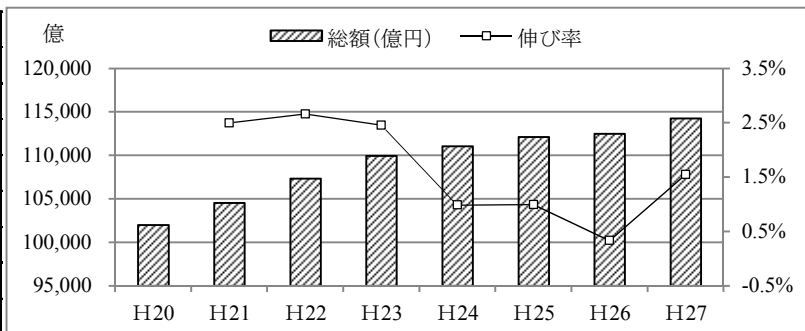


出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

表1-5 医療費の推移(全国)

年度	総額(億円)	伸び率
H20	101,985.33	
H21	104,528.58	2.49%
H22	107,308.27	2.66%
H23	109,939.81	2.45%
H24	111,021.15	0.98%
H25	112,122.73	0.99%
H26	112,491.97	0.33%
H27	114,229.55	1.54%

図1-5 医療費の推移(全国)



出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

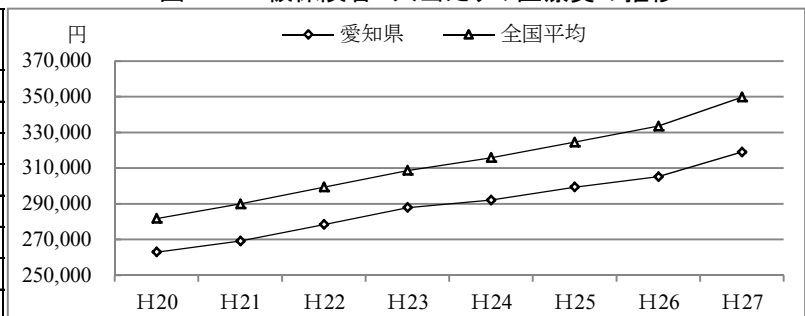
イ 被保険者1人当たり医療費の状況

本県の被保険者1人当たり医療費は、全国と同様に、年々増加傾向にある。また、本県は全国平均と比べ低い水準にある。

表1-6 被保険者1人当たり医療費の推移

年度	愛知県		全国平均
	(円)	順位	
H20	262,882	38	281,761
H21	269,119	39	289,885
H22	278,308	40	299,333
H23	287,795	40	308,669
H24	292,079	40	315,856
H25	299,309	40	324,543
H26	305,173	41	333,461
H27	318,912	43	349,697

図1-6 被保険者1人当たりの医療費の推移



出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

(3) 将来の財政の見通し

ア 国保財政の状況(平成27年度)

本縣市町村国保全体の収支状況を見ると、収入総額は8,235億円で、前年度から1,059億円増加した。主に共同事業交付金が増加したが、療養給付費交付金及び保険料(税)は減少した。また、支出総額は8,070億円で、前年度から1,087億円増加した。主に共同事業拠出金や保険給付費が増加したが、介護納付金は減少した。

なお、収入の共同事業交付金及び支出の共同事業拠出金が著しく増加しているのは、保険財政共同安定化事業制度の見直しにより、対象範囲について、30万円を超える医療費から全ての医療費に拡大したことによるものである。

また、繰越金などを除いた単年度収支差引額(単年度収入額－単年度支出額)で見ると、全体では40億円の赤字で、前年度から9億円増加した。赤字市町村だけで見ると、60億円の赤字となり、前年度から4団体増え、36団体となった。

表1-7 国保財政の状況(愛知県)

区 分		平成26年度	平成27年度	対前年度	対前年度
科 目		決算額	決算額	増減額	伸び率
		千円	千円	千円	%
収入	保 険 料 (税)	181,405,554	174,153,934	▲ 7,251,620	▲ 4.0
	国 庫 支 出 金	144,278,095	148,947,154	4,669,059	3.2
	療 養 給 付 費 交 付 金	29,639,544	20,983,284	▲ 8,656,260	▲ 29.2
	前 期 高 齢 者 交 付 金	171,134,093	174,525,863	3,391,770	2.0
	都 道 府 県 支 出 金	53,859,334	57,199,675	3,340,340	6.2
	一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 分)	22,062,981	24,285,793	2,222,811	10.1
	一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	19,184,651	21,923,087	2,738,436	14.3
	共 同 事 業 交 付 金	67,747,593	175,974,200	108,226,607	159.7
	直 診 勘 定 繰 入 金	0	90,500	90,500	-
	そ の 他	2,834,159	3,128,006	293,847	10.4
	小 計	692,146,004	801,211,496	109,065,492	15.8
	基 金 繰 入 (取 崩) 金	2,046,291	2,887,102	840,812	41.1
	(前 年 度 か ら の) 繰 越 金	23,356,658	19,360,491	▲ 3,996,167	▲ 17.1
	市 町 村 債	0	0	0	-
合 計 (収 入 総 額)	717,548,953	823,459,089	105,910,136	14.8	
支出	総 務 費	9,385,741	9,025,598	▲ 360,142	▲ 3.8
	保 険 給 付 費	464,772,572	473,608,141	8,835,569	1.9
	後 期 高 齢 者 支 援 金	99,063,983	98,526,983	▲ 537,000	▲ 0.5
	前 期 高 齢 者 納 付 金	77,577	67,514	▲ 10,063	▲ 13.0
	老 人 保 健 拠 出 金	3,453	3,453	0	0.0
	介 護 納 付 金	41,002,844	35,977,328	▲ 5,025,516	▲ 12.3
	保 健 事 業 費	5,699,221	5,818,238	119,017	2.1
	共 同 事 業 拠 出 金	67,582,791	176,003,524	108,420,733	160.4
	直 診 勘 定 繰 出 金	22,954	25,252	2,298	10.0
	そ の 他	7,654,454	6,191,123	▲ 1,463,331	▲ 19.1
	小 計	695,265,590	805,247,154	109,981,564	15.8
	基 金 積 立 金	2,331,443	1,409,239	▲ 922,203	▲ 39.6
	前 年 度 繰 上 充 用 (欠 損 補 填) 金	653,428	284,056	▲ 369,372	▲ 56.5
	公 債 費	93,200	93,678	478	0.5
合 計 (支 出 総 額)	698,343,661	807,034,127	108,690,466	15.6	
単年度収支差引額		▲ 3,119,586	▲ 4,035,658	▲ 916,072	-
収支差引合計額(収入総額－支出総額)		19,205,292	16,424,962	▲ 2,780,330	-

年度	市町村数	単年度収支差引額	黒字市町村			赤字市町村		
			市町村数	割合	黒字額	市町村数	割合	赤字額
		千円		%	千円		%	千円
H26	54	▲ 3,119,585	22	40.7%	1,731,407	32	59.3%	▲ 4,850,992
H27	54	▲ 4,035,659	18	33.3%	1,973,776	36	66.7%	▲ 6,009,435

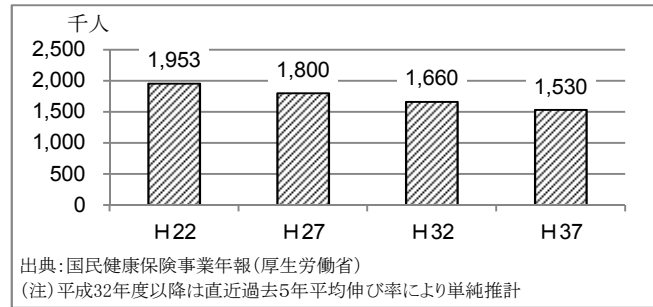
出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

(注)市町村ごとに端数処理している関係上、上記の表とは一致しない。

イ 被保険者数の将来推計

平成27年度実績の被保険者数1,800千人を起点に、過去5年平均伸び率を用いて単純推計を行うと、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度の被保険者数は、1,530千人となることが予測される。

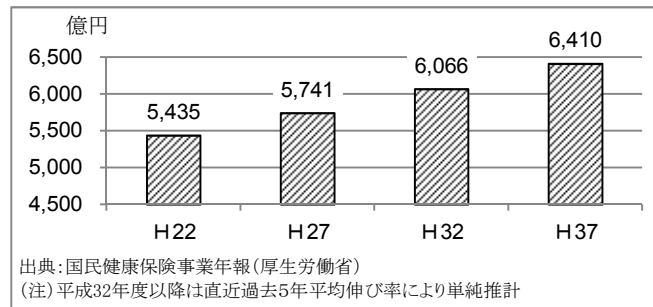
図1-7 被保険者の将来推計(愛知県)



ウ 医療費の将来推計

平成27年度実績の医療費総額5,741億円を起点に、過去5年平均伸び率を用いて単純推計を行うと、平成37年度の医療費総額は、6,410億円となることが予測される。

図1-8 医療費の将来推計(愛知県)



2 赤字解消・削減の取組、目標年次等

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、多くの市町村では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

市町村においては、こうした赤字補填のためや保険料(税)の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われており、その解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。

なお、取組の推進に当たっては、赤字解消・削減計画に関する国通知に沿って行うこととする。

(1) 解消・削減すべき赤字の範囲

解消・削減すべき赤字の範囲については、「一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額」(表1-8[①決算補填等目的]の小計の額)と「前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額」(表1-9)の合計額とする。

なお、「前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額」とは、2年連続して繰上充用が行われた場合に、前年度の繰上充用金と、当年度の繰上充用金との差引増加額の繰上充用金額のことであるが、新規増加分を除く前年度繰上充用金については、各市町村の実情に応じ、可能な限り、計画的な解消・削減を目指すものとする。

表1-8 一般会計繰入金(法定外)の内訳(愛知県) (平成28年度)

[①決算補填等目的]

項目	決算補填目的のもの						保険者の政策によるもの				小計	
	保険料の 収納不足 のため	累積赤字 補填のた め	医療費の 増加	後期高齢 者支援金 等	公債費、 借入金利 息	高額療養 費貸付金	保険料 (税)の負 担緩和を 図るため	地方単独 の保険料 (税)の軽 減額	任意給付 に充てる ため			
金額(億円)	0.0	0.0	5.2	0.0	6.7	0.0	11.8	112.4	0.5	0.1	113.1	124.9
割合	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	2.9%	0.0%	5.1%	48.1%	0.2%	0.0%	48.4%	53.5%
市町村数	0	0	1	0	2	0	3	35	2	2	36	37

[②決算補填等以外の目的]

項目	保険料 (税)の減 免額に充 てるため	地方独自 事業の医 療給付費 波及増等	保健事業 費に充て るため	直営診療 施設に充 てるため	納税報奨 金(納付 組織交付 金)等	基金積立	返還金	その他	小計	合計
金額(億円)	28.0	29.6	15.3	0.0	0.0	3.1	0.0	32.6	108.7	233.6
割合	12.0%	12.7%	6.6%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	14.0%	46.5%	100.0%
市町村数	27	35	32	0	0	3	0	17	46	48

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省)

(注)速報値。端数処理の関係上、内訳が計と一致しないことがある。

表1-9 前年度繰上充用金の内訳(愛知県) (平成28年度)

	平成27年度	平成28年度
繰上充用金額(億円)	10.8	10.6
対前年度新規増加額(億円)	-	1.3
市町村数	-	1

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

(注)速報値。繰上充用金額及び対前年度新規増加額は市町村ごとの積み上げ

(2) 赤字市町村

これまででは、国民健康保険特別会計(事業勘定)の実質収支が2年連続して赤字の市町村を「赤字市町村」と判定していたが、今後は、前年度決算において「解消・削減すべき赤字」が発生した市町村であって、翌年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村を「赤字市町村」とする。

また、赤字市町村と判定されなかった市町村であっても、平成30年度以降、前年度決算ベースで「解消・削減すべき赤字」が発生した場合であって、翌年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、赤字市町村とする。

なお、赤字市町村は、赤字の解消・削減の目標年次や取組についての計画を策定する。

(3) 赤字解消・削減の取組や目標年次等

赤字市町村は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を踏まえ計画的に保険料(税)率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。

なお、被保険者の保険料(税)負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとする。

ア 赤字解消・削減に向けた取組の方向性

赤字市町村は、現行の「広域化等支援方針策定要領」(平成22年5月19日付け保発0519第6号厚生労働省保険局長通知)における考えを踏まえ、まずは前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額の計画的な解消を図ることとする。次いで、一般会計繰入金

(法定外)のうち、決算補填等目的の額については、保険料(税)の急激な変化がないように配慮しつつ解消に努めるものとする。

イ 目標年次設定の考え方

赤字市町村は、解消・削減すべき赤字について、次の区分ごとに整理した上で、地域の実情に応じて計画的に解消・削減ができるよう、それぞれの目標年次を定めるものとする。

- ① 「一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額(決算補填目的のもの)」及び「前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額」

保険料(税)の収納不足により発生した赤字については、財政安定化基金からの貸付により原則として発生しない赤字であるが、発生した場合は、財政安定化基金貸付金の償還年次との整合を考慮し、原則として5年以内の解消・削減を目指し設定する。

- ② 「一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額(保険者の政策によるもの)」赤字市町村の政策的判断等の背景や実情等を踏まえ、計画的な解消・削減ができるよう、県と赤字市町村が個別に協議する。

ウ 取組の手順

赤字解消・削減の取組や目標年次の設定に当たっては、次の①から⑤の手順により行うものとする。

- ① 県は、平成28年度決算で赤字が発生した市町村と、平成29年度に赤字の発生が見込まれる市町村(補正等の実情を踏まえて判断)を抽出する。
- ② 県は、当該市町村に対する聴き取り等により、平成30年度以降も継続して赤字の発生が見込まれる市町村を「赤字市町村」と判定する。
- ③ 赤字市町村と判定された市町村においては、赤字の要因分析(医療費水準、保険料(税)設定、保険料(税)収納率等)及び必要な対策の検討を行い、目標年次を設定した赤字解消・削減の計画案を作成し、県に提出する。
- ④ 県は、赤字市町村が作成した計画案を当該赤字市町村と十分協議・精査した上で市町村ごとの赤字解消・削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。
- ⑤ 赤字解消・削減に向けた取組や目標年次は、必要に応じて見直しの検討を行う。

3 財政安定化基金の運用

国民健康保険事業の財政の安定化のため、給付増や保険料(税)収納不足により財源不足となった場合に備え、県は財政安定化基金を設置する。

なお、市町村の保険料(税)収納額に不足が生じた場合は、基金から交付金が交付されるが、市町村の収納意欲の低下を招くことがないよう「特別な事情」がある場合に限定されている。その特別な事情に関する基本的な考え方のほか、特例基金などの活用方法の基本的な考え方について、次のとおり定める。

(1) 「特別な事情」の基本的な考え方

ア 交付要件

予算編成時に見込めなかった事情等により、被保険者の生活等に影響が生じ、保険料(税)収納額が不足するような次の場合とする。

- ① 多数の被保険者の生活に影響を与える災害(台風、洪水、噴火など)の場合
- ② 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別事情が

生じた場合

③ その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

イ 交付額の算定

交付金の額は、市町村の申請により、保険料(税)収納額が不足することにつき、県が特別の事情があると認める当該市町村に対し、政令で定めるところにより算定した額の2分の1以内の額とする。

なお、県は交付を受ける市町村が基金事業対象保険料必要額を不当に過小に見込んだこと、基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込んだと認められること等により、交付額が過大と認められる場合は、当該市町村に対する交付額の額を減額し、又は返還させることができるものとする。

ウ 市町村が行う交付額の補填

基金から交付した額については、国・県・市町村は、取崩した相当額の3分の1ずつを財政安定化基金に繰入れることになるが、交付を受けていない他の市町村の負担を考慮し、当該交付を受けた市町村が補填することを基本とする。ただし、災害等の規模等により、交付を受けていない市町村も含めた全ての市町村が合意した場合は、全市町村で負担を分かち合い、補填することも可能とする。

(2) 特例基金などの活用方法の基本的な考え方

新制度の円滑な施行のための必要な費用に充てることを目的として積み立てた特例基金などの活用方法については、県と市町村が協議して決定する。

4 PDCAサイクルの実施

(1) PDCAサイクルを循環させるための基本的な取組方針

県が担う財政運営や、市町村が担う事業の広域化・効率化に向けた取組について、継続的に改善できるよう、愛知県国保運営方針連携会議(以下「連携会議」という。)において実施状況を定期的に把握・分析し、その結果については、愛知県国民健康保険運営協議会に報告し、評価を行う。

なお、取組を進めるに当たり、新たな課題への対応や、取組内容の見直しが必要となった場合は、適時改善に努めるものとする。

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

本章では、国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)や市町村標準保険料率の具体的な算定方法について定める。

1 現状

(1) 保険料と保険税の割合

国保法を根拠とする保険料と地方税法を根拠とする保険税があり、本県では、保険税として賦課する市町村が多数を占めている。

表2-1 保険料と保険税の割合(平成29年度)

	市町村数	割合
保険料	6	11.1%
保険税	48	88.9%

出典:愛知県国民健康保険課調べ(注)速報値

(2) 保険料(税)の賦課方式

賦課方式は、それぞれ2方式(所得割、被保険者均等割)、3方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)、4方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割)があり、本県では、4方式を採用する市町村が多いが、世帯数及び被保険者数の割合で見ると、ほぼ同程度に分散されている。

表2-2 保険料(税)の賦課方式

医療給付費分・後期高齢者支援金分(平成27年度)

	市町村数	世帯数	割合	被保険者数	割合
2方式	2	361,480	34.0%	576,546	32.0%
3方式	12	334,610	31.5%	575,900	32.0%
4方式	40	367,765	34.6%	647,695	36.0%

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

介護納付金分(平成27年度)

	市町村数	世帯数	割合	被保険者数	割合
2方式	2	361,480	34.0%	576,546	32.0%
3方式	13	357,801	33.6%	616,590	34.3%
4方式	39	344,574	32.4%	607,005	33.7%

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

(3) 応能割と応益割の賦課割合

保険料(税)率における応能割と応益割の賦課割合については、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)で定める割合を標準として賦課することになっており、その割合は、50:50とされているが、平成27年度における県内の賦課期日現在における賦課割合を見ると、応能割がやや高くなっている。

表2-3 県内の保険料(税)の賦課割合(保険料(税)軽減前)(平成27年度)

一般被保険者分	応能割	応益割
医療給付費分	51.47%	48.53%
後期高齢者支援金分	53.53%	46.47%
介護納付金分	50.38%	49.62%

出典: 国民健康保険事業年報(厚生労働省)
 (注) 賦課期日現在

(4) 賦課限度額の設定状況

保険料(税)の賦課に当たっては、政令で定める額を上限として各市町村は賦課限度額を設定することになっている。平成29年度における賦課限度額の状況をみると、多くの市町村は基準と同額に設定している。

表2-4 保険料(税)の賦課限度額の設定状況(平成29年度)

	政令基準 (千円)	基準と同額 の市町村		基準未満 の市町村	
			割合		割合
医療給付費分	540	47	87.0%	7	13.0%
後期高齢者支援金分	190	46	85.2%	8	14.8%
介護納付金分	160	51	94.4%	3	5.6%

出典: 愛知県国民健康保険課調べ (注) 速報値

2 地域の実情に応じた保険料(税)水準の平準化

今般の国保制度改革に当たっては、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」(平成29年7月10日付け保発0710第10号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。)において、将来的には保険料(税)水準の統一を目指すこととされているため、本県の保険料(税)水準についても統一することが望ましいと考えられる。

しかし、現状においては、地域ごとに医療資源の配置状況が異なることから、医療サービスの水準には地域格差が生じており、また、独自の保険料(税)軽減策が講じられていることなどにより、県内市町村の保険料(税)水準には差が生じている。

このため、将来的な保険料(税)水準の平準化に向け、医療サービスの均質化や医療費の適正化などの取組を進めていくが県が示す市町村ごとの標準保険料率については、当分の間、現在の医療費水準を反映する設定を原則とする。

【ガイドラインの抜粋】

2. 基本的考え方及び全体像

(1) 基本的考え方

ア) 全体像

- 今回の改革により、都道府県も国保の保険者と位置づけられ、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことに伴い、都道府県内の保険料水準を統一すべきではないかとの意見もあったが、多くの地域では、都道府県内市町村間で医療費水準や保険料水準に差異があり、また、保険料の算定方式のバラツキも見られる。そのため、都道府県内の保険料水準を平成30年度から一斉に統一させることは、多くの地域において、被保険者の保険料負担の急変を招くことが予想される。(略)
- このように、多くの都道府県において、新制度施行後は、納付金の額を決定する際に

医療費水準を反映することとなるが、都道府県内市町村の意見を十分踏まえつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取り組み等を進めることが求められる。

3 標準的な保険料算定方法

(1) 納付金の算定

ア 医療費水準の反映(医療費指数反映係数 α の設定)

国が示すガイドラインでは、県内市町村間で医療費水準に差異がある場合、年齢調整後の医療費指数を納付金の算定に反映することが原則($\alpha = 1$)とされている。このため、医療費指数反映係数 α は原則どおり1とする。ただし、激変緩和の観点から、 α の設定に当たっては、当面、県内市町村における保険料(税)負担の急激な増加を抑制するために必要と認めるときは、異なる設定ができるものとする。

(考え方)

- 医療資源の違いなどから、県内市町村の医療費水準に差(P4表1-1)がある。
- 医療費水準が市町村標準保険料率に反映されることで、市町村の医療費適正化の取組が積極的に行われる。
- 平成 30 年度以降、納付金方式の導入に伴い、被保険者の保険料(税)負担が急激に増加することのないよう、激変緩和措置の検討の必要があること。

イ 所得水準の反映(所得係数 β 等の設定)

同じ医療費水準であれば同じ保険料(税)水準となることを基本に、公平・適切な保険料(税)負担となるよう、全国平均の被保険者 1 人当たりの所得額における本県の所得額の水準に応じた所得係数 β を原則とする。ただし、激変緩和の観点から、 β の設定に当たっては、当面、県内市町村における保険料(税)の急激な増加を抑制するために必要と認めるときは、異なる β を設定できるものとする。

(考え方)

- 本県の場合、所得水準が全国平均より高いため、所得水準の低い市町村に過度の応益割分の納付金負担が課せられることのないよう、原則どおり β とする。
- 平成 30 年度以降、納付金方式の導入に伴い、被保険者の保険料(税)負担が急激に増加することのないよう、激変緩和措置の検討の必要があること。

ウ 賦課限度額

賦課限度額は、納付金及び市町村標準保険料率を算定する時点における政令基準を基本に設定する。

(考え方)

- 現在多くの市町村が政令基準どおりに設定している。
- 市町村が保険料(税)率の賦課決定を行うにあたり、県は公平性の観点から、従来から政令基準どおりに設定するよう助言してきた。

エ 所得(応能)シェアと人数(応益)シェアにおける各配分指数

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、それぞれのシェアにおける配分指数を次のとおり設定する。

所得(応能)シェア		人数(応益)シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	100	0

(考え方)

- 所得(応能)シェアについては、ガイドラインにおいて、標準的な保険料算定方式が4方式の場合にのみ資産割指数を用いることが可能となっている。
- 人数(応益)シェアについては、世帯数(平等割指数)は次の理由から、算定要素から除くのが妥当である。
 - ・ 保険給付費に影響を与えないため。
 - ・ 現行の国の普通調整交付金による財政力不均衡調整や、保険財政安定化事業による保険者間調整において、世帯数は考慮されていないため。
 - ・ 平等割指数の有無で、納付金算定の試算結果に大きな差は見られない。
- 区分(医療・後期・介護)ごとに異なるパターンを採用する理由がない。

(2) 市町村標準保険料率の算定

ア 標準的な保険料算定方式

県が示す市町村標準保険料率の算定方式については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、3方式とする。

(考え方)

- 医療・後期・介護において、それぞれ異なる算定方式を採用することも可能であるが、県内のうち1市を除く53市町村において統一した賦課方式を採用しているため、県が示す標準保険料率においては、全ての区分において統一する。
- 現在、4方式が最も多いが、4方式の資産割に対しては次のような考え方により、近年では3方式へ変更、又は変更を検討している市町村が増加傾向にある。
 - ・ 固定資産の所有が担税力に必ずしもつながるものではない。
 - ・ 共有持分のある固定資産の構成員と持分割合の把握が困難である。
 - ・ 当該市町村外に所有する固定資産は保険料(税)算定の対象ではないため、被保険者に不公平感がある。
 - ・ 他の保険制度(被用者、後期高齢者医療、介護)には資産割がない。
- 現在4方式が最も多いため、2方式とすると、現状からの変化が大きい。

イ 標準的な収納率

標準的な収納率は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、市町村規模別を基本に、次の方法により設定する。

市町村規模別区分(※1)	設定方法
1万人未満	規模別区分ごとに算定した現年度分収納率の算定年度における直近過去3か年度分の平均収納率とする。ただし、10万人以上の区分は該当が1市のみのため、他の区分との整合を保つよう設定(※2)する。
1万人以上5万人未満	
5万人以上10万人未満	
10万人以上	

※1. 算定年度における直近の年間平均被保険者数(一般被保険者)により区分する。

※2. 5万人以上の区分に含め算定した平均収納率とする。

(考え方)

- 収納率の実態を踏まえた水準により設定する必要があるが、収納努力に対するインセンティブが働くよう、市町村規模別に一定の収納率を設定する。
- 標準的な収納率より実際の収納率が低い市町村は、県が示す市町村標準保険料率より実際の保険料(税)率を高く設定する必要がある。また、標準的な収納率より実際の収納率が高い市町村は、県が示す市町村標準保険料率より実際の保険料(税)率を低く設定できるメリットが生じる。

ウ 標準的な賦課割合(所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数)

市町村標準保険料率を算定する際のそれぞれの配分指数は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、次のとおりとする。

所得(応能)シェア		人数(応益)シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30

(考え方)

- 所得(応能)シェアについては、ガイドラインにおいて、標準的な保険料算定方式が3方式の場合、資産割指数を0として計算することになっている。
- 人数(応益)シェアについては、納付金の算定における配分指数の考え方とは異なり、実態を踏まえた水準を設定する必要があることから、現政令基準に定める3方式の標準割合を基本として設定する。
- 区分(医療・後期・介護)ごとに異なるパターンを採用する理由がない。

(3) その他標準保険料率及び納付金の算定に当たり必要な調整

平成 30 年度以降、国保の財政運営の仕組が変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、各市町村が本来集めるべき1人当たり保険料(税)額(以下「1人当たり保険料(税)額」という。)が変化し、被保険者の保険料(税)負担が上昇する可能性がある。そのため、保険料(税)が急激に増加することが無いよう、当面、県と市町村は激変緩和措置を講ずることを協議した上で、必要な調整を行うものとする。

【1人当たり保険料(税)額に着目した激変緩和措置】

- ・ 納付金の算定における激変緩和を考慮した α 、 β の設定
- ・ 国の公費を活用した対応
- ・ 都道府県繰入金による対応
- ・ 特例基金による対応

第3章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

本章では、市町村が収納率を向上させ、必要な保険料(税)を徴収することができるよう、その徴収事務の適正な実施のため取り組む事項等について定める。

1 現状

(1) 保険料(税)収納率の推移

平成 27 年度における本県の収納率は、現年度分で 93.72%と、前年度と比較して 0.29 ポイント上回り、6年連続の上昇となっている。全国平均との比較では、2.27 ポイント上回っており、全国順位は9位(前年度同順位)となっている。

また、過年度分は 21.67%と、前年度と比較して 1.94 ポイント上回り、現年度分と同様に6年連続の上昇となっている。平成 24 年度以降、全国平均を上回っているが、平成 27 年度は 1.2 ポイント上回り、全国順位は 14 位(前年度 18 位)となっている。

図3-1 保険料(税)収納率の推移(現年度分)

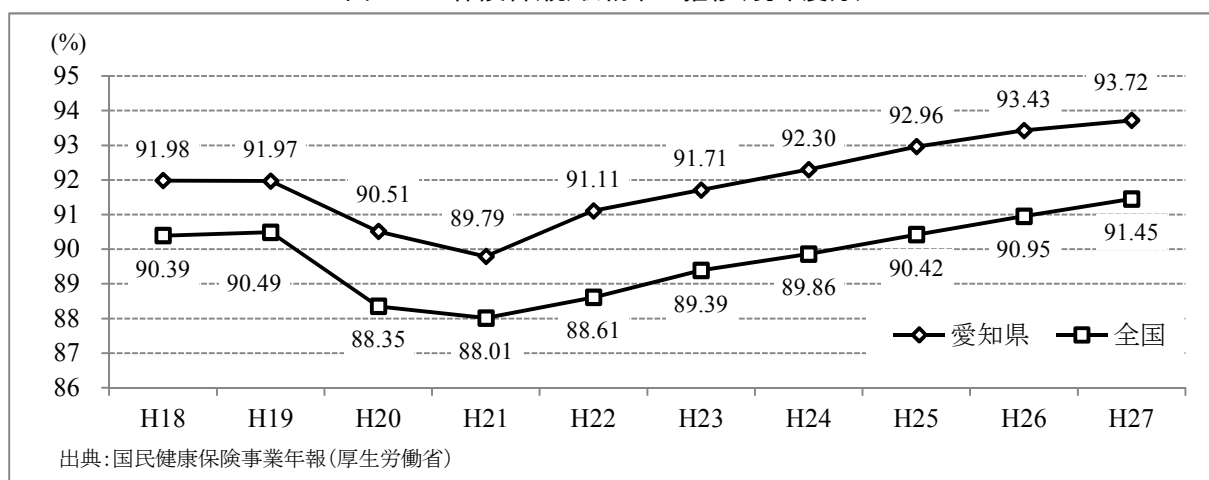
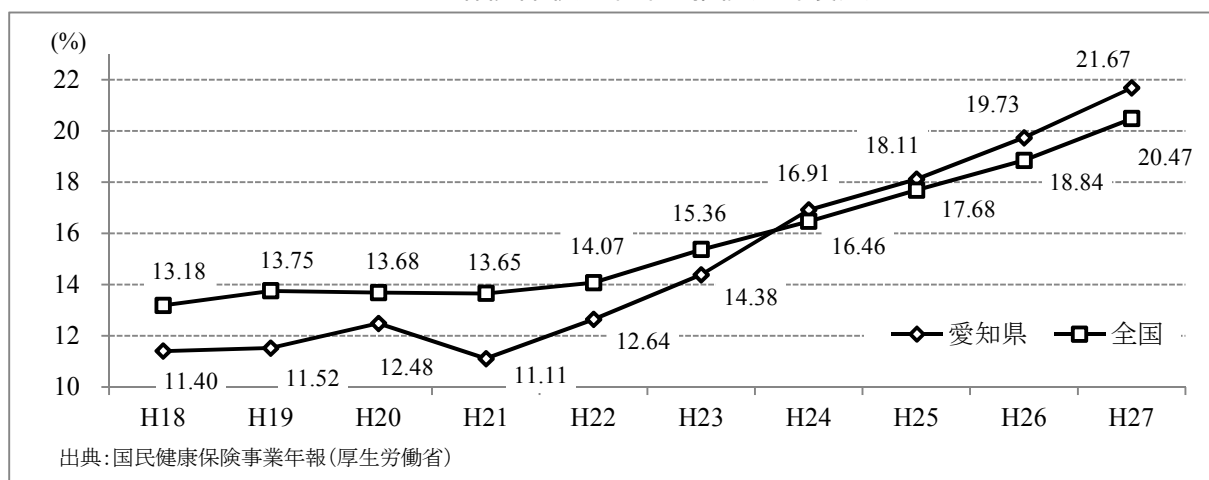


図3-2 保険料(税)収納率の推移(過年度分)



(2) 納付方法別世帯割合の推移

県内の全世帯数に占める納付方法別世帯割合の推移を見てみると、年金天引きとなる特別徴収の世帯数は、平成28年度末で9.0%であり、口座振替の世帯数は、59.3%といずれも増加傾向にある。

表3-1 納付方法別世帯割合の推移

	世帯数	口座振替		特別徴収		自主納付	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成26年度	1,066,640	622,224	58.3%	83,817	7.9%	360,599	33.8%
平成27年度	1,049,922	618,621	58.9%	93,102	8.9%	338,199	32.2%
平成28年度	1,018,774	603,751	59.3%	91,993	9.0%	323,030	31.7%

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省)[各年度3月31日時点] (注)平成28年度は速報値

(3) 滞納世帯数等の推移

保険料(税)を滞納している世帯数については、平成29年6月1日時点で129,370世帯であり、全世帯数の12.7%で、その割合は年々減少している。また、全世帯数に占める短期被保険者証の交付割合は4%前後、被保険者資格証明書の交付割合は0.5%で推移している。

表3-2 滞納世帯数等の推移

	世帯数 ①	滞納世帯数 ②	短期被保険者証		被保険者資格証明書		
			割合 ②/①	交付世帯数 ③	割合 ③/①	交付世帯数 ④	割合 ④/①
平成27年度	1,080,752	157,322	14.6%	47,399	4.4%	4,990	0.5%
平成28年度	1,053,032	143,509	13.6%	36,376	3.5%	4,951	0.5%
平成29年度	1,015,457	129,370	12.7%	35,938	3.5%	4,848	0.5%

出典:予算関係等資料(厚生労働省)[各年度6月1日時点] (注)平成29年度は速報値

(4) 収納対策の実施状況

県内の市町村における主な収納対策の実施状況については、次の表3-3のとおりとなっている。

表3-3 県内市町村における主な収納対策の実施状況(平成28年度)

主な収納対策		実施市町村数	実施割合(%)
要綱(緊急プラン、収納マニュアル等を含む)の作成		33	61.1
収納対策の充 実強化	滞納整理機構の活用	44	81.5
	収納対策研修の実施	36	66.7
	税の専門家の配置(嘱託等含む)	23	42.6
	コールセンターの設置	12	22.2
徴収方法改善 等	コンビニ収納	48	88.9
	多重債務相談の実施	34	63.0
	口座振替の原則化	21	38.9
	マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	8	14.8
滞納 処分	財産調査の実施	54	100.0
	差押えの実施	53	98.1
	捜索の実施	34	63.0
	インターネット公売の活用	31	57.4
	タイヤロックの実施	23	42.6

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省) (注)速報値

2 収納対策(収納率目標)

各市町村における収納率を向上させる観点から、収納率の実態を踏まえつつ、次のとおり設定する。

なお、収納率目標は、平成27年2月に本県が策定した現在の財政安定化支援方針の考え方に準じて、以下のとおり設定する。

表3-4 市町村規模別収納率目標

市町村規模別区分	(参考)財政安定化支援方針			国保運営方針		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1万人未満	93.50%	94.00%	94.50%	95.00%	95.50%	96.00%
1万人以上5万人未満	92.50%	93.00%	93.50%	94.00%	94.50%	95.00%
5万人以上10万人未満	91.50%	92.00%	92.50%	93.00%	93.50%	94.00%
10万人以上	90.50%	91.00%	91.50%	92.00%	92.50%	93.00%

(注)1.収納率は、小数点第2位(小数点第3位を四捨五入)

2.市町村規模別区分は、収納率目標の対象となる年度の前々年度の平均被保険者数(一般被保険者+退職被保険者)によるものとする。

《収納率目標の設定手順》

- ① 収納対策は、被保険者数が多くなるにつれ困難さが増す状況にあると考えられることから、次の4区分の保険者規模別に設定する。
[10万人以上、5万人以上10万人未満、1万人以上5万人未満、1万人未満]
- ② 収納率目標は、現年度分収納率(一般+退職)とする。
- ③ ①の4区分のうち、市町村数の最も多い区分は「1万人以上5万人未満」であることから、当該区分の収納率目標を基準として、市町村規模に応じて目標値を増減する。
- ④ 財政安定化支援方針の「1万人以上5万人未満」の区分における平成29年度の収納率目標は93.5%である。同区分の過去3か年の平均伸び率は、約0.5%程度(表3-5参照)であるため、毎年度0.5ポイント上昇するとして、平成30年度から平成32年度までの目標を設定する。
- ⑤ その他の区分については、市町村規模に応じて1区分ごとに1.00ポイントを増減する。

表3-5 市町村規模別の収納率実績

市町村規模別区分	区分	市町村数	現年度分収納率(一般+退職)				過去3か年平均伸び率
			25年度	26年度	27年度	28年度	
			実績値			速報値	
1万人未満	収納率	15	93.89%	93.46%	93.85%	94.17%	—
	上昇ポイント		1.10%	-0.43%	0.39%	0.32%	0.09%
1万以上5万人未満	収納率	33	92.28%	92.79%	93.16%	93.80%	—
	上昇ポイント		0.28%	0.51%	0.37%	0.64%	0.51%
5万以上10万人未満	収納率	5	90.78%	91.22%	91.41%	92.16%	—
	上昇ポイント		0.62%	0.44%	0.19%	0.75%	0.46%
10万人以上	収納率	1	94.80%	95.31%	95.62%	95.72%	—
	上昇ポイント		1.08%	0.51%	0.31%	0.10%	0.31%

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

(注)1.「収納率」は、27年度までは実績値、28年度は速報値。

2.市町村規模別区分ごとの市町村数は、平成27年度平均被保険者数により算出。

3.市町村規模別区分ごとの収納率は、対象年度の前々年度の平均被保険者数(一般被保険者+退職被保険者)により算出。

3 収納対策(収納対策の**充実強化**に資する取組)

保険料(税)を適正に賦課・徴収することは、国保の安定的な財政運営の大前提となるため、各市町村は、収納率の実態と収納率目標を踏まえた収納対策を引き続き行うこととなる。

なお、市町村における収納対策は、それぞれの実情に応じた取組により行われているため、同程度の規模の市町村であっても収納率には格差が生じている。

このため、収納率が目標を大きく下回っている市町村に対しては、まずは達成可能な中間目標となる基準を設定し、段階的な収納率の向上を図っていく。

(1) 収納不足市町村等

収納率が低く、収納不足が生じている市町村については、表3-6に定める市町村規模別収納率に応じて、収納不足市町村と準収納不足市町村に分けて整理する。

ア 収納不足市町村

現年度分収納率が、表3-6の「収納不足市町村」欄に定める市町村規模別区分ごとの割合(現行の国普通調整交付金の減額対象となる収納割合(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)))である市町村

イ 準収納不足市町村

現年度分収納率が、表3-6の「準収納不足市町村」欄に定める市町村規模別区分ごとの割合(収納率目標とアで定めた収納率の中間値)である市町村(アの市町村を除く)

表3-6 収納率(税)が低く、収納不足が生じている市町村となる現年度分収納率基準

市町村規模別区分	収納率 目標年度	1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上
準収納不足市町村	30	93.50%未満	92.50%未満	91.50%未満	90.50%未満
	31	93.75%未満	92.75%未満	91.75%未満	90.75%未満
	32	94.00%未満	93.00%未満	92.00%未満	91.00%未満
収納不足市町村	30~32	92.00%未満	91.00%未満	90.00%未満	89.00%未満

(注)1.判定基準は、収納率(小数点第2位(小数点第3位を四捨五入))が当該表に定める率を下回る場合とする。

2.市町村規模別区分は、収納率目標の対象となる年度の前々年度の平均被保険者数(一般被保険者+退職被保険者)によるものとする。

(2) 収納対策の**充実強化**及び収納率目標の達成に向けた取組

ア 市町村における取組

収納率目標を下回っている市町村は、収納率目標の達成のため、これまで実施してきた取組に加え、収納率向上で成果を上げている他市町村の事例や、県が行う収納対策の**充実強化**に資する取組を最大限活用するなど、収納率向上に向けた取組を積極的に行うものとする。

特に、収納不足市町村においては、要因分析(滞納状況、口座振替率、人員体制等)を行うとともに、必要な対策についての整理を行い、収納率目標の達成に向けた効果的な取組を計画的に行うものとするが、当面の目標として、準収納不足市町村への移行を目指すものとする。

また、準収納不足市町村においても、収納不足市町村と同様、収納不足についての要因分析や必要な対策についての整理に努め、収納率目標の達成に向けた効果的な取組を計画的に行うものとするが、当面の目標として、準収納不足市町村の基準を上回ることを目指すものとする。

なお、収納率目標を達成している市町村は、現在の水準が維持できるように引き続き努力するとともに、県内市町村全体の収納率向上のため、効果的な取組等について県内市町村への情報共有に積極的に協力するものとする。

イ 県における取組

各市町村が収納率目標を達成できるよう、現在、県と県国保団体連合会が共催で実施している収納率向上研修会については、平成 30 年度以降も引き続き行うとともに、収納対策の**充実強化**に資する取組については、県と市町村が協議しながら進めていくことになるが、まずは連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
収納担当職員に対する研修会の実施	平成 31～32 年度中
複数の自治体による滞納整理事務の共同実施に対する支援	継続的な協議が必要

また、各市町村における収納対策の個別の取組が、継続的かつ効果的に行われるよう、国民健康保険保険給付費等交付金の特別交付金を活用し、これまでの収納率目標のみに着目した仕組に加え、収納不足市町村や準収納不足市町村といった新たな区分に応じたインセンティブの仕組を構築する。

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

本章では、国保財政を「支出面」から管理する上で、保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取り組む事項等について定める。

1 現状

(1) レセプト点検の状況

レセプト点検による内容点検効果は、被保険者1人当たり効果率で見ると、平成27年度で0.15%であり、年々低下傾向にある。全国との比較では、若干下回っているが、ほぼ同様である。

表4-1 レセプト点検の内容点検効果(被保険者1人当たり効果率、効果額)

	25年度		26年度		27年度	
	効果率(%)	効果額(円)	効果率(%)	効果額(円)	効果率(%)	効果額(円)
愛知県	0.18	406	0.16	379	0.15	376
全国	0.19	482	0.18	467	0.16	448
差	▲0.01	▲76	▲0.02	▲88	▲0.01	▲72

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省)

(2) 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

柔道整復療養費に関する患者調査については、平成27年度実績で見ると、実施率は61.1%であり、全国平均を25.0ポイント上回る。また、年度ごとの実施率も全国平均を上回って上昇している。

表4-2 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

	愛知県		全国	
	実施市町村	実施率	実施市町村	実施率
平成25年度	26	48.1%	525	30.6%
平成26年度	31	57.4%	594	34.6%
平成27年度	33	61.1%	620	36.1%

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省)

(3) 被害届受理前における第三者求償事務の実施状況

被害届受理前における第三者求償事務の実施状況(委託を含む)としては、平成28年度実績で見ると、約9割の市町村が何等かの方法で実施している。一方で、取組をまったく実施していない市町村がある。

表4-3 被害届受理前における第三者求償事務の実施状況(委託を含む)[平成28年度]

	実施市町村	実施率
国保連作成のリスト(第三者行為が疑われる者)の活用	44	81.5%
第三者行為が疑われるレセプトの抽出(レセプト点検)	46	85.2%
被保険者への照会、調査等	50	92.6%
被害届の提出励行	50	92.6%

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省)(注)速報値

(4) 海外療養費の支給状況

海外療養費の支給件数については、平成28年度は732件で年々減少傾向にある。また、1件当たり支給額は36,734円と、過去3年で最も低くなっている。

表4-4 海外療養費の支給状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申請受理市町村数	39	35	31
支給件数(件)	750	778	732
支給額(円)	29,452,721	37,119,674	26,888,962
1件当たり支給額(円)	39,270	47,712	36,734

出典:国民健康保険事業実施状況報告(厚生労働省) (注)平成28年度は速報値

(5) 高額療養費の申請勧奨

高額療養費の申請勧奨は、「高額療養費の支給の適切な実施について」(平成22年7月22日付け保国発0722第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、被保険者の制度の不知等による申請漏れを防止する観点から、制度の周知徹底及び利便性の向上に努めるものとされている。平成29年4月1日時点の実施状況を見ると、高額療養費は全ての市町村が実施しているが、高額介護合算療養費では、98.1%となっている。また、実施市町村のうち、約1/3の市町村では勧奨基準を設けている。

表4-5 高額療養費の支給勧奨の実施状況

	実施市町村数		左のうち、勧奨基準有り	
		割合		割合
高額療養費	54	100.0%	18	33.3%
高額介護合算療養費	53	98.1%	19	35.8%

出典:予算関係等資料(厚生労働省)[平成29年4月1日時点] (注)速報値

2 今後の取組

(1) 県による保険給付の点検等

レセプト点検については、新制度においても、保険給付の実施主体が引き続き市町村となることから、一義的には市町村が実施すべきものである。

一方、平成30年度以降、県は財政運営の責任主体となることに伴い、国保法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村が行った保険給付の点検等を行うことが可能となる。

また、国保法第65条第4項に基づき、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的・専門的な見地から、県が市町村からの委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組を行うことも可能となる。

こうしたことから、県による保険給付の点検等の取組については、県と市町村が協議しながら進めていくことになるが、まずは連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による広域的な不正請求事案発見のための広域的調査等	平成 31～32 年度中
広域的な診療報酬等不正請求事案の対応に関する市町村間調整	引き続き実施
東海北陸厚生局へのレセプトの写しの一括提供	平成 31～32 年度中

(2) 療養費の支給の適正化

市町村における療養費の支給の適正化に資する取組については、県と市町村が協議しながら進めていくことになるが、まずは連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
療養費支給、取組の事例集作成	平成 30 年度中
療養費支給、取組に係るマニュアル作成(手引き)	平成 31～32 年度中
被保険者及び医療機関・施術所への周知	平成 31～32 年度中
療養費の市町村への指導・助言	平成 31～32 年度中

(3) レセプト点検の充実強化

市町村が行うレセプト点検(二次点検)の水準の向上を図ることができるよう、現在、県と県国保団体連合会の共催で実施しているレセプト点検研修会を、平成 30 年度以降も引き続き行うとともに、レセプト点検の充実強化に資する取組については、県と市町村が協議しながら進めていくことになるが、まずは連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
査定基準、マニュアル作成(手引き)	平成 31～32 年度中
レセプト点検の研修会の拡充実施	平成 31～32 年度中

(4) 第三者求償や過誤調整等の取組強化

県は、市町村における第三者求償事務の取組に関する数値目標や計画等を把握し、PDCAサイクルにより継続的な取組の改善を図る。また、第三者求償事務の強化に資する取組や、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間の調整については、被保険者等の負担の軽減及び市町村等の速やかな債権の回収という点を考慮し、県と市町村が協議しながら、厚生労働省が示す事務処理の枠組みの普及・促進を進めていくことになるが、まずは連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

また、国に対しては、保険者間調整に係る代理受領方式の主要健保組合への拡大や、包括的合意方式の実施医療機関の拡大について、機会を捉え国へ要望していくこととする。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
第三者求償研修会参加機会の増や内容の充実強化、アドバイザー派遣	平成 31～32 年度中

(5) 高額療養費の多数回該当の取扱い

平成 30 年度以降は、県も国民健康保険の保険者となることに伴い、市町村間の異動があっても、同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合は、転出地における高額療養費の該当回数を転入地に引き継ぎ、通算することにより、被保険者の負担軽減を図ることとされている。

国において新たに開発される「国保情報集約システム」により、市町村における資格管理情報や高額療養費の該当情報等が県単位で集約・管理されることになるため、世帯の継続性に係る判定基準について定める。

ア 世帯の継続性に係る判定基準

県内市町村間の異動の場合の世帯の継続性に係る判定については、適用開始届に基づき転入地市町村が行うが、県内統一の基準となるよう、国保情報集約システムから提供される転出地市町村からの情報をもとに、原則として国が示す参酌基準により判定する。市町村において判断が困難なものについては、県への確認が必要になるが、確認方法などのルール化が必要な場合は、連携会議で検討を行うものとする。

第5章 医療費の適正化の取組に関する事項

本章では、国保の財政運営に当たり、「支出面」の中心である医療費について適正化を行い、国保財政の基盤を強化するための取組等について定める。

1 現状

(1) 特定健診・特定保健指導の実施状況

市町村国保における特定健康診査・特定保健指導の実施率については、特定健康診査が平成27年度で38.9%と、全国平均を2.6ポイント上回っている。一方、特定保健指導は平成27年度で16.0%と、全国平均を9.1ポイント下回っている。また、前年度と比較した伸び率を見ると、本県は特定健康診査、特定保健指導とも、全国平均を下回る状況が続いている。

表5-1 特定健康診査・特定保健指導の実施割合(市町村国保)

	特定健康診査			特定保健指導		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
愛知県	37.3%	38.2%	38.9%	15.9%	16.2%	16.0%
全国	34.3%	35.4%	36.3%	23.7%	24.4%	25.1%
差	3.0%	2.8%	2.6%	▲7.8%	▲8.2%	▲9.1%

出典:市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書(国民健康保険中央会)

(2) 後発医薬品の使用状況

医療保険制度全体での後発医薬品の使用状況については、愛知県全体で平成27年度は63.4%と、過去3年で初めて全国平均を上回った。一方、データは異なるが、市町村国保だけで見ると、県全体の割合を過去3年とも下回っている。

表5-2 後発医薬品使用割合(数量ベース)の状況[各年度3月]<被用者保険を含む>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
愛知県	50.2%	57.8%	63.4%
全国	51.2%	58.4%	63.1%
差	▲1.0%	▲0.6%	0.3%

出典:最新の調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省)

(参考)県内市町村国保	49.0%	56.6%	62.0%
-------------	-------	-------	-------

出典:愛知県国民健康保険団体連合会資料

(3) 後発医薬品差額通知の実施状況

市町村国保における後発医薬品差額通知の実施率については、平成27年度で92.59%と、過去3年で初めて全国平均を上回った。

表5-3 後発医薬品差額通知の実施割合(市町村国保)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	実施市町村	実施率	実施市町村	実施率	実施市町村	実施率
愛知県	38	70.37%	47	87.04%	50	92.59%
全国	1,362	79.32%	1,505	87.70%	1,587	92.48%
差	—	▲8.95%	—	▲0.66%	—	0.11%

出典:国民健康保険実施状況報告(厚生労働省)

(4) 重複受診者、頻回受診者、重複服薬者に対する訪問指導の実施状況

市町村における重複受診者、頻回受診者に対する訪問指導の実施状況をみると、平成29年度~~27~~年度の重複受診者に対する実施率は ~~22.2~~**16.7**%、頻回受診者に対する実施率は ~~20.4~~**13.0**%と、いずれも非常に低い水準となっている。一方、重複服薬者に対しては、平成29年度で約6割の市町村が実施している。

表5-4 重複受診者、頻回受診者、重複服薬者に対する訪問指導の実施状況(市町村国保)

	平成28年度		平成29年度	
	実施市町村	実施率	実施市町村	実施率
重複受診者	14	25.9%	12	22.2%
頻回受診者	12	22.2%	11	20.4%
重複服薬者	19	35.2%	32	59.3%

出典:愛知県国民健康保険課調べ

(注)平成29年度は、実施予定市町村を含む。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況

市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況は、平成29年度は30市町村となっており、平成28年度より12市町村増加している。

表5-5 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況(市町村国保)

	実施市町村	割合
平成28年度	18	33.3%
平成29年度	30	55.6%

出典:愛知県国民健康保険課調べ

(注)平成29年度は、実施予定市町村を含む。

(6) データヘルス計画の策定状況

データヘルス計画の策定状況については、平成29年7月1日時点で ~~48~~**47**市町村が策定済となっており、平成28年より ~~8~~**7**市町村増加している。

表5-6 データヘルス計画の策定状況(市町村国保)

	策定済		策定中		未策定	
	数	割合	数	割合	数	割合
平成28年	40	74.1%	12	22.2%	2	3.7%
平成29年	48 47	88.9 87.0 %	4 5	7.4 9.3 %	2	3.7%

出典:予算関係資料(厚生労働省)[各年度7月1日時点]

2 医療費の適正化に向けた取組

医療費適正化に向けた取組については、県と市町村が協議しながら進めていくことになるが、県は市町村ごとの医療費適正化の取組状況や地域の実情を把握した上で、取組の進んでいる市町村の好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言を行う。

また、県と市町村は連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
糖尿病対策推進会議との連携	平成 29 年度中
糖尿病重症化対策について医師会との調整	平成 29 年度中
重複・頻回受診者対策の助言、専門職派遣、広域実施	平成 31～32 年度中
重複・頻回受診者対策の事例集作成	平成 30 年度中
重複・頻回受診者対策に係るマニュアル作成(手引き)	平成 31～32 年度中
特定健診、特定保健指導の事例集作成	平成 31～32 年度中
特定健診、特定保健指導の効果的な実施	平成 31～32 年度中

県は、次の事項についても取組を進めるものとする。

ア 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定

平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、生活習慣病の重症化予防等の取組を促進することが求められており、市町村国保における糖尿病性腎症の重症化予防の取組を推進するため、県医師会や県糖尿病対策推進会議との連携を図り、平成 29 年度中に愛知県版のプログラムを策定する。

イ データヘルス計画の策定支援

平成 29 年 9 月 8 日に改定された、「保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き」に基づき市町村支援を行う。また、全市町村で計画が策定されるよう支援を行う。

ウ 市町村が行う健診等の保健事業の推進

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」では、市町村が行う健康診査の充実が求められており、特定健康診査及び特定保健指導については効果的な実施への取組を進めることとしている。また、歯科検診については、定期受診者は年間医療費が低くなるといった調査結果もあり、医療費適正化の観点から重要と考えられる。現在、歯科検診については、健康増進法に基づき各市町村で実施されているところであり、今後も引き続きその推進が図られるよう支援を行う。

3 医療費適正化計画との関係

医療費適正化に向けた取組は、第3期愛知県医療費適正化計画(平成 30 年度～平成 35 年度)に定める取組内容との整合を図り、推進を図ることとする。

第6章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

本章では、県が中心となり市町村の事務の広域化・効率化を推進するため必要な取組について定める。

1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

市町村が担う事務の種類や性質によっては、当該市町村が単独で行うのではなく、より広域的に実施することにより効率化できるものもあることから、県と市町村は、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組を推進していく。

(1) 市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進

県は、市町村が担う事務のより一層の合理化と効率化等を図るため、市町村間の各種事務の実施状況や運用方法等の把握に努め、市町村支援を行っていくものとする。また、県国保団体連合会が実施する保険者事務共同事業についても、さらなる活用を推進していく。

(2) 市町村事務処理標準システムの導入及び共同利用の推進

国は、市町村における設備の準備、管理費用やシステム改修に係る費用の縮減、セキュリティ対策の向上及び事務処理の標準化を推進するため、国保保険者標準事務処理システムの一つとして「市町村事務処理標準システム」(以下「標準システム」という。)を開発したところである。また、このシステムは広域化による共同処理や、共同利用(クラウド化)といった運用形態にも対応可能となっている。

当該システムは単体の活用でもコスト削減等の効率化の効果はあるが、広域化による共同処理等と組み合わせることで、効率化の相乗効果も期待されるため、市町村は標準システムの導入の検討を行うとともに、複数市町村による共同処理等のできる環境の構築については、県と市町村が協議しながら推進していくものとする。

(3) 連携会議で選定した優先的取組項目の推進

県は、広域的な観点から、事務の効率化等に資する取組を推進するため、連携会議で選定した次の優先的取組項目の早期実施を目指す。

なお、早期実施に向けた具体的な検討は、費用対効果や費用負担等を含め、連携会議の下部組織であるワーキンググループにおいて行う。

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
高額療養費の多数回該当に係る事例集作成	平成 30 年度中
国の考え方を踏まえた高額療養費の多数回該当に係る県内の統一的な取扱い集作成	平成 31～32 年度中
70 歳から 74 歳の高額療養費支給申請の簡素化に係る取扱い基準の検討	平成 31～32 年度中
高額療養費の申請勧奨、受付事務の標準化・効率化	平成 31～32 年度中
給付制限に係る取扱い	平成 29 年度中

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
重複・頻回受診者に対する訪問指導の共同実施	平成 31～32 年度中
糖尿病重症化予防の取組の共同実施	平成 31～32 年度中

第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項

本章では、医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携の取組について定める。

1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

(1) 国民健康保険における地域包括ケアの推進

現在、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められている。

国保においても、平成28年度から前倒しで実施されている保険者努力支援制度に、地域包括ケアの推進に関する取組の評価指標が設けられ、国保の視点からの取組が評価されることとなった。

国保の被保険者の状況を見ると、被用者保険に加入するサラリーマンは、定年退職後、国保に加入するため、前期高齢者(65歳～74歳)の加入割合が高くなっている。また、国保被保険者は、被保険者の医療や健診等のデータを有しており、データの分析を通じて対象となる高齢者や地域で必要とされる医療サービスを把握することが可能であることから、効果的なシステム構築に向け、国保担当者が検討に積極的に関与することなどが求められている。

このため、市町村の国保担当は地域に即した地域包括ケアシステムの構築に積極的に関わるとともに、県は、その推進に資する取組が進められるよう、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえながら、必要な市町村支援等を行っていく。また、県と市町村は保健医療サービスや福祉サービスなど関連施策との連携にも留意しながら取組を推進していくものとする。

【参考】

《保険者努力支援制度の国保固有の指標(平成30年度分(抜粋))》

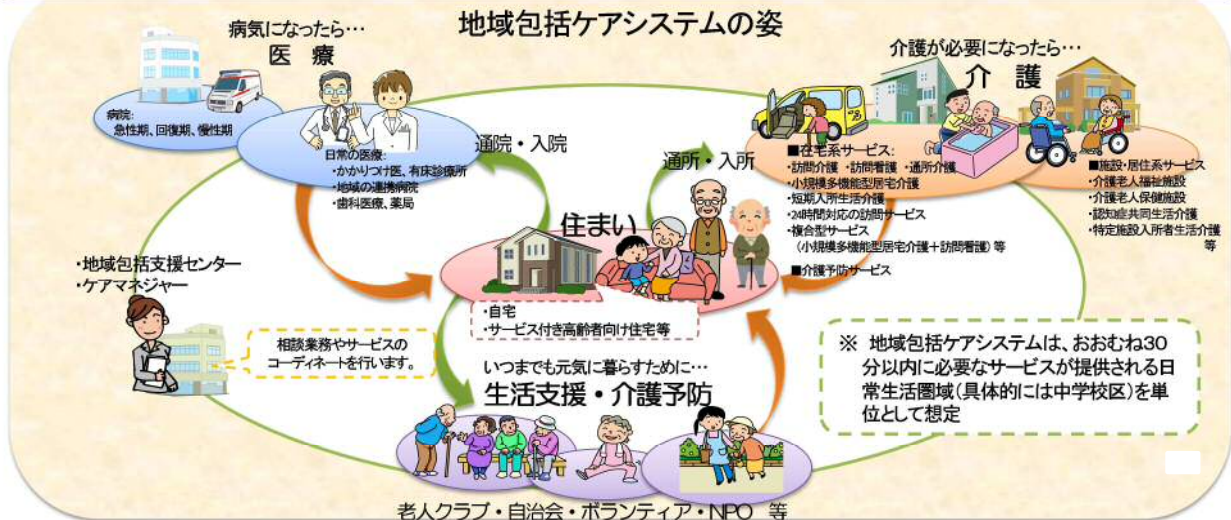
(平成29年7月11日付け保国発0711第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

○国保の視点から地域包括ケアの推進に資する下記の取組を国保部局で実施しているか。

- ① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まいなど部局横断的な議論の場への国保部局の参画(庁内での連携)
- ② 地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画または個々の国保被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況について、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組み(外部組織との連携)
- ③ KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出
例)KDBで要支援・介護の要因を分析し、その要因に重点的に受診勧奨・保健指導を実施する等
- ④ 国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施
- ⑤ 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施
- ⑥ 後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業の実施

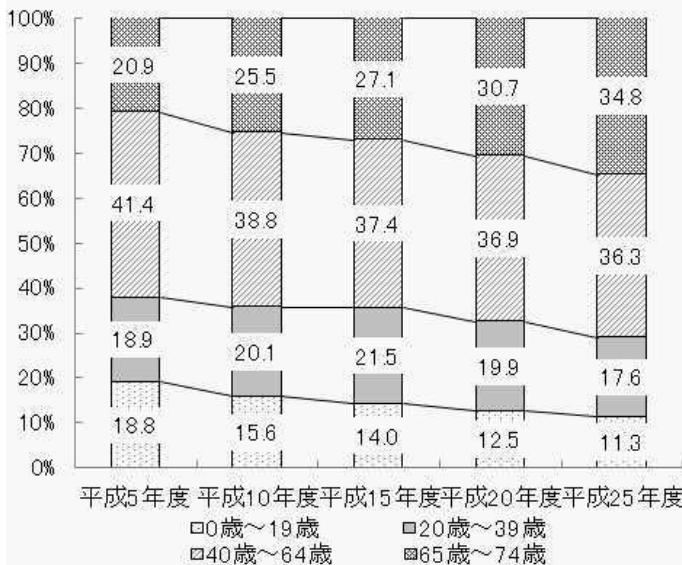
地域包括ケアシステムの考え方

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



出典:厚生労働省作成資料

〔市町村国保の被保険者(75歳未満)の年齢構成の推移〕



出典:厚生労働省作成資料

〔市町村国保の年齢階層別医療費〕



平成25年度医療給付実態調査等から作成

出典:厚生労働省作成資料

第8章 その他

本章では、国保運営に係る施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項について定める。

1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他

(1) 連携会議及びワーキンググループによる連携

本運営方針に基づく施策の実施状況については、定期的に把握・分析し、評価・検証を行い、必要に応じ改善を図ることが重要である。

このため、国保運営方針策定後においても連携会議を引き続き開催し、県、市町村及び県国保団体連合会の関係者による意見交換・調整を行うものとする。

なお、実務的な検討等が必要な場合には、連携会議の下部組織としてワーキンググループ(現時点では、給付部会、収納・医療費適正化・資格部会を設置)を開催するものとする。

ア 連携会議の役割

- ・ 施策の実施状況の把握・分析
- ・ 課題の洗い出し及び対応策の検討
- ・ 運営方針の見直しに関する検討

イ ワーキンググループの役割

- ・ 連携会議の指示による市町村事務の効率化、標準化、広域化その他実務者レベルの検討

(2) 各種研修会の実施による市町村支援

県は、市町村担当職員が国保業務に必要な知識を習得し、円滑な国保運営に資するよう、県国保団体連合会等の関係団体の協力を得ながら、各種研修会を開催し、市町村支援を行う。

(3) その他

第3章から第6章の「市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項」、「市町村における保険給付の適正な実施に関する事項」、「医療費の適正化の取組に関する事項」、「市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」に関する具体的な取組については、国保運営方針策定要領において、地域の実情を考慮した上で、具体的な取組事項を定めるべきとされているところである。

そのため、本県の国保運営方針策定に当たっては、早期に実施すべき取組について市町村アンケート調査を行うとともに、ワーキンググループで具体的な内容や実施時期等の協議を経て、優先的取組項目として選定したところである。

今回は、新制度移行までの限られた準備期間内で検討を行ったことから、今後は必要に応じ、優先的取組項目以外の事項についても、連携会議やその下部組織であるワーキンググループ等において、継続的に検討を行い、順次取組を進めていくものとする。

用語解説

○決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入(P7)

国民健康保険特別会計における赤字補填(医療費の増加、保険料(税)の負担緩和を図るため等)などのために、一般会計から法定外の公費を繰入れて不足分を埋めること。

一方、保健事業に充てるなどの目的で行われる、一般会計からの法定外の公費の繰入れは、決算補填等以外の目的の法定外の一般会計繰入に区分される。

○前年度繰上充用(P7)

国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に対して不足するときに、翌年度の歳入を繰上げてこれに充てること。

○財政安定化基金(P9)

保険給付費増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、都道府県や市町村に対し貸付・交付を行うために都道府県に設置した基金のこと。

なお、平成 35 年度までの特例として、貸付・交付事業のほか、新制度の円滑な施行のために必要な資金の交付(新制度への移行に伴う保険料(税)の激変緩和措置)にも充てることができるとされている。

○国民健康保険事業費納付金(納付金)(P11)

都道府県が、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県内市町村から徴収する納付金のこと。

○市町村標準保険料率(P11)

都道府県が県内統一の標準的な算定基準に基づいて、市町村ごとの保険料率の標準的な水準として示す数値のこと。市町村はこの標準保険料率を参考に市町村ごとの事情も考慮の上、独自に保険料(税)率を決定し、賦課・徴収を行う。

○賦課限度額(P12)

国保被保険者の属する一世帯当たり賦課する保険料(税)の上限額のこと、市町村が国の示す政令基準の範囲内で定めるもの。保険料(税)負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、一定の限度が設けられている。

なお、これと別に県は納付金や標準保険料率の算定に当たり、賦課限度額を用いる(P13)が、これは県内一律の額となる。

○財政安定化支援方針(P18)

国民健康保険法第 68 条の2の規定により、都道府県が作成する国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針のことであるが、平成 30 年度からの新たな国保制度への移行に伴い、平成 29 年度に終了する。

なお、本県では、平成 22 年 12 月に「愛知県国民健康保険広域化等支援方針」を策定し、その後「愛知県財政安定化支援方針」と名称を改定している。

○国民健康保険給付費等交付金(P20)

県内市町村が療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用として、都道府県が市町村に交付する交付金のこと。普通交付金と特別交付金(国・特別調整交付金、都道府県繰入金、保険者努力支援制度、特定健康診査等負担金)に分かれる。

○第三者求償(P21)

交通事故等、第三者(加害者)の不法行為によって生じた保険給付について、医療保険者が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求すること。

○特定健康診査(P25)

医療保険者が40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対して実施する、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査のこと。

○特定保健指導(P25)

特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対して医療保険者が実施する生活習慣の改善のための保健指導のこと。

○後発医薬品(ジェネリック医薬品)(P25)

後発医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られると厚生労働大臣から製造販売が承認された医薬品のこと。一般的に、開発費用等が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価の値段は安くなるとともに、患者の自己負担や医療保険者の負担額等の削減ができ、医療費適正化の推進につながっている。

○データヘルス計画(P27)

医療保険者がレセプト(診療報酬明細書)、健康診査情報等のデータ分析に基づき、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画のこと。

資料編

目次

【市町村統計データ】	37
図1-1関係 国民健康保険の被保険者(75歳未満)の年齢構成[平成27年度].....	38
表1-1~3関係 市町村別被保険者1人当たり医療費/保険料(税)調定額/課税所得額.....	39
表1-7関係 国保財政の状況[平成27年度].....	40
表1-8関係 一般会計繰入金(法定外)の内訳[平成28年度].....	41
表2-1~2関係 保険料と保険税の別/保険料(税)の賦課方式[医療給付費分].....	43
表2-3関係 保険料(税)の賦課割合(保険料(税)軽減前)[平成27年度].....	44
表2-4関係 保険料(税)の賦課限度額の設定状況[平成29年度].....	45
図3-1関係 保険料(税)収納率の推移(現年度分).....	46
図3-2関係 保険料(税)収納率の推移(過年度分).....	47
表3-1関係 納付方法別世帯割合[平成28年度].....	48
表3-2関係 滞納世帯数等(滞納世帯数/短期被保険者証/資格証明書)[平成29年度].....	49
表3-3関係 主な収納対策の実施状況[平成28年度].....	50
表4-1関係 レセプト点検の内容点検効果(被保険者1人当たり効果率、効果額).....	51
表4-2関係 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況.....	52
表4-3関係 被害届受理前における第三者求償事務の実施状況[平成28年度].....	53
表4-4関係 海外療養費の支給状況.....	54
表4-5関係 高額療養費の支給勧奨の実施状況[平成29年4月1日時点].....	55
表5-1関係 特定健康診査・特定保健指導の実施割合.....	56
表5-3関係 後発医薬品差額通知の実施割合.....	57
表5-4関係 重複受診者・頻回受診者・重複服薬者に対する訪問指導の実施状況.....	58
表5-5~6関係 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況/データヘルス計画の策定状況(平成29年7月1日時点).....	59
【参考条文】	60
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(抜粋).....	61
改正後国民健康保険法(抜粋).....	61
愛知県国民健康保険運営協議会条例.....	62
愛知県国保運営方針連携会議設置要綱.....	63

【市町村統計データ】

図1-1関係 国民健康保険の被保険者(75歳未満)の年齢構成[平成27年度]

	0～14歳		15～59歳		60～74歳		計
	人	割合 %	人	割合 %	人	割合 %	
名古屋市	42,296	7.7	254,480	46.2	253,848	46.1	550,624
豊橋市	7,678	8.5	37,629	41.7	44,944	49.8	90,251
岡崎市	6,743	7.8	33,857	39.4	45,331	52.8	85,931
一宮市	8,210	8.3	40,877	41.2	50,097	50.5	99,184
瀬戸市	1,958	6.4	10,932	36.0	17,511	57.6	30,401
半田市	2,341	8.4	11,273	40.5	14,221	51.1	27,835
春日井市	6,217	8.1	30,332	39.7	39,797	52.1	76,346
豊川市	3,390	7.7	16,978	38.6	23,643	53.7	44,011
津島市	1,302	7.7	6,769	40.3	8,738	52.0	16,809
碧南市	1,406	8.4	7,103	42.2	8,322	49.4	16,831
刈谷市	2,192	7.4	11,628	39.1	15,938	53.6	29,758
豊田市	6,748	7.3	32,877	35.6	52,796	57.1	92,421
安城市	3,402	8.4	16,255	39.9	21,069	51.7	40,726
西尾市	3,807	8.7	18,161	41.4	21,874	49.9	43,842
蒲郡市	1,658	7.8	8,630	40.4	11,072	51.8	21,360
犬山市	1,131	6.0	6,714	35.9	10,854	58.0	18,699
常滑市	1,120	8.2	5,321	38.8	7,280	53.1	13,721
江南市	1,933	7.6	9,777	38.3	13,824	54.1	25,534
小牧市	3,425	9.1	14,983	39.7	19,344	51.2	37,752
稲沢市	2,460	7.3	12,953	38.2	18,508	54.6	33,921
新城市	687	5.7	3,865	32.3	7,424	62.0	11,976
東海市	2,274	8.8	10,758	41.5	12,886	49.7	25,918
大府市	1,408	7.2	7,442	38.3	10,589	54.5	19,439
知多市	1,609	7.3	7,830	35.5	12,594	57.2	22,033
知立市	1,189	8.4	5,834	41.2	7,124	50.4	14,147
尾張旭市	1,479	7.7	7,459	38.6	10,374	53.7	19,312
高浜市	874	9.5	4,047	43.8	4,327	46.8	9,248
岩倉市	897	7.6	4,778	40.3	6,179	52.1	11,854
豊明市	1,250	7.5	6,421	38.3	9,106	54.3	16,777
東郷町	773	8.2	3,582	38.1	5,053	53.7	9,408
日進市	1,326	7.6	7,276	41.6	8,894	50.8	17,496
長久手市	872	8.4	4,716	45.4	4,789	46.2	10,377
豊山町	503	11.6	1,968	45.2	1,879	43.2	4,350
大口町	373	7.3	1,882	36.7	2,868	56.0	5,123
扶桑町	532	6.6	2,824	35.2	4,659	58.1	8,015
大治町	882	10.5	3,919	46.7	3,586	42.8	8,387
蟹江町	736	7.9	4,033	43.2	4,573	49.0	9,342
飛島村	118	9.5	461	37.3	658	53.2	1,237
弥富市	883	8.1	4,418	40.5	5,610	51.4	10,911
阿久比町	464	7.2	2,226	34.4	3,778	58.4	6,468
東浦町	897	7.5	4,406	36.6	6,733	55.9	12,036
南知多町	792	10.7	3,405	46.2	3,179	43.1	7,376
美浜町	438	7.3	2,249	37.3	3,349	55.5	6,036
武豊町	772	7.3	3,718	35.2	6,069	57.5	10,559
幸田町	738	8.6	3,263	37.8	4,626	53.6	8,627
みよし市	895	8.2	4,272	39.1	5,757	52.7	10,924
設楽町	66	4.5	417	28.4	986	67.1	1,469
東栄町	41	4.2	296	30.2	642	65.6	979
豊根村	10	4.0	58	23.2	182	72.8	250
田原市	2,479	10.7	11,400	49.0	9,376	40.3	23,255
愛西市	1,271	7.1	6,591	37.0	9,963	55.9	17,825
清須市	1,328	8.2	7,031	43.2	7,914	48.6	16,273
北名古屋市	1,997	9.0	9,222	41.7	10,875	49.2	22,094
あま市	2,165	9.1	9,777	41.1	11,873	49.9	23,815
県合計	142,435	7.9	749,373	41.6	907,485	50.4	1,799,293

表1-1~3関係 市町村別被保険者1人当たり医療費／保険料(税)調定額／課税所得額

	被保険者1人当たり 医療費 [平成27年度]		被保険者1人当たり 保険料(税)調定額 [平成27年度]		被保険者1人当たり 課税所得額 [平成26年]	
	円	順位	円	順位	千円	順位
名古屋市	322,869	23	88,819	24	939	6
豊橋市	309,018	41	93,636	10	734	36
岡崎市	309,132	40	94,593	8	845	21
一宮市	320,020	30	77,513	50	677	51
瀬戸市	350,787	2	93,119	12	666	52
半田市	322,923	22	92,473	13	810	25
春日井市	318,756	32	95,853	6	796	28
豊川市	324,045	19	90,508	18	724	38
津島市	315,520	36	85,510	31	683	50
碧南市	300,438	45	89,967	20	907	11
刈谷市	311,771	38	91,186	16	978	3
豊田市	326,980	17	89,780	22	884	14
安城市	294,071	51	90,397	19	917	9
西尾市	301,852	44	97,063	5	951	4
蒲郡市	302,628	43	84,430	32	696	46
大山市	331,822	12	76,570	52	710	44
常滑市	319,819	31	93,208	11	688	47
江南市	318,591	33	76,750	51	685	48
小牧市	309,567	39	82,429	41	831	23
稲沢市	347,484	5	87,282	26	725	37
新城市	323,233	20	103,128	3	684	49
東海市	322,954	21	83,596	35	869	15
大府市	322,575	24	85,783	29	924	8
知多市	322,486	25	82,114	42	783	29
知立市	297,905	48	87,426	25	815	24
尾張旭市	327,635	16	89,844	21	810	26
高浜市	288,752	53	102,762	4	850	19
岩倉市	322,259	28	95,794	7	713	43
豊明市	340,294	9	83,547	36	768	32
東郷町	346,670	7	89,212	23	868	16
日進市	317,160	35	79,558	48	947	5
長久手市	297,627	49	83,817	34	1,322	1
豊山町	298,536	47	80,621	45	911	10
大口町	349,998	3	83,273	37	779	31
扶桑町	345,935	8	83,187	40	718	41
大治町	289,600	52	90,720	17	747	35
蟹江町	314,319	37	82,113	43	768	33
飛島村	347,187	6	80,641	44	1,248	2
弥富市	322,480	26	91,357	14	860	17
阿久比町	333,111	10	86,374	28	848	20
東浦町	327,821	15	94,151	9	854	18
南知多町	328,131	14	105,733	1	905	12
美浜町	324,492	18	83,998	33	748	34
武豊町	317,223	34	83,191	39	703	45
幸田町	299,190	46	91,218	15	841	22
みよし市	331,972	11	86,459	27	891	13
設楽町	349,258	4	79,642	47	721	39
東栄町	402,607	1	59,193	54	600	54
豊根村	295,159	50	59,702	53	636	53
田原市	254,008	54	105,676	2	928	7
愛西市	331,394	13	85,541	30	718	42
清須市	322,410	27	78,356	49	783	30
北名古屋市	303,086	42	79,968	46	805	27
あま市	320,969	29	83,203	38	720	40
県平均	318,912	-	88,709	-	845	-

表1-7関係 国保財政の状況[平成27年度]

	収入		支出		収支差引額	
	千円	単年度収入 千円	千円	単年度支出 千円	千円	単年度収支差額 千円
名古屋市	252,259,519	250,554,640	252,418,283	252,418,283	▲158,764	▲1,863,643
豊橋市	41,302,336	39,556,802	39,809,151	39,715,951	1,493,185	▲159,149
岡崎市	37,864,055	37,277,785	37,414,908	37,409,455	449,147	▲131,670
一宮市	44,165,100	44,165,100	45,087,382	44,860,905	▲922,282	▲695,805
瀬戸市	15,170,772	14,693,760	14,810,229	14,445,692	360,543	248,068
半田市	12,772,452	12,215,618	12,385,759	12,381,516	386,693	▲165,898
春日井市	34,462,600	34,360,162	33,744,173	33,744,173	718,427	615,989
豊川市	20,259,290	19,231,427	19,701,503	19,700,002	557,787	▲468,575
津島市	7,793,018	7,793,018	7,534,543	7,476,964	258,475	316,054
碧南市	7,167,441	7,008,568	7,156,064	7,154,765	11,377	▲146,197
刈谷市	14,289,659	12,887,617	12,934,153	12,933,172	1,355,506	▲45,555
豊田市	42,302,340	40,453,970	40,858,407	40,650,262	1,443,933	▲196,292
安城市	17,654,482	17,186,002	17,118,317	17,117,136	536,165	68,866
西尾市	19,878,372	18,569,646	18,935,508	18,932,217	942,864	▲362,571
蒲郡市	9,382,822	9,203,369	9,338,011	9,246,988	44,811	▲43,619
大山市	9,269,081	8,316,022	8,322,128	8,322,128	946,953	▲6,106
常滑市	6,547,131	6,219,179	6,106,531	6,056,531	440,600	162,648
江南市	11,940,085	11,279,902	11,336,686	11,336,686	603,399	▲56,784
小牧市	16,508,832	16,414,912	16,394,649	16,394,649	114,183	20,263
稲沢市	16,449,844	15,841,013	15,997,353	15,997,353	452,491	▲156,340
新城市	5,809,480	5,527,847	5,534,424	5,425,404	275,056	102,443
東海市	12,027,521	11,399,463	11,778,102	11,778,102	249,419	▲378,639
大府市	8,802,803	8,644,047	8,656,347	8,656,347	146,456	▲12,300
知多市	9,848,210	9,441,310	9,624,491	9,624,491	223,719	▲183,181
知立市	6,341,103	5,921,143	6,096,248	5,946,070	244,855	▲24,927
尾張旭市	8,803,322	8,704,817	8,728,895	8,728,810	74,427	▲23,993
高浜市	4,155,426	4,048,546	4,006,180	4,006,073	149,246	42,473
岩倉市	5,589,166	5,394,423	5,380,574	5,380,574	208,592	13,849
豊明市	7,974,934	7,675,236	7,776,431	7,776,430	198,503	▲101,194
東郷町	4,489,854	4,296,710	4,347,824	4,347,579	142,030	▲50,869
日進市	7,754,522	7,600,067	7,617,356	7,617,259	137,166	▲17,192
長久手市	4,519,780	4,314,844	4,358,261	4,320,452	161,519	▲5,608
豊山町	1,989,720	1,904,792	1,919,488	1,919,488	70,232	▲14,696
大口町	2,421,352	2,392,926	2,413,903	2,413,811	7,449	▲20,885
扶桑町	4,009,498	3,842,951	3,791,686	3,791,686	217,812	51,265
大治町	3,829,377	3,474,085	3,521,031	3,521,031	308,346	▲46,946
蟹江町	4,614,107	4,196,406	4,160,483	4,110,481	453,624	85,925
飛島村	662,228	583,449	602,430	602,330	59,798	▲18,881
弥富市	4,965,155	4,881,502	4,906,709	4,906,693	58,446	▲25,191
阿久比町	3,108,287	2,831,397	2,894,027	2,894,027	214,260	▲62,630
東浦町	5,727,749	5,375,485	5,364,746	5,364,746	363,003	10,739
南知多町	3,519,865	3,396,736	3,462,377	3,462,333	57,488	▲65,597
美浜町	2,742,084	2,682,865	2,672,590	2,672,463	69,494	10,402
武豊町	4,839,624	4,615,390	4,594,648	4,594,648	244,976	20,742
幸田町	3,715,636	3,629,197	3,608,556	3,608,281	107,080	20,916
みよし市	5,320,017	5,131,825	5,116,693	4,973,384	203,324	158,441
設楽町	737,374	705,235	704,261	704,261	33,113	974
東栄町	544,734	485,679	531,382	531,382	13,352	▲45,703
豊根村	162,968	144,401	125,617	120,683	37,351	23,718
田原市	9,310,641	8,996,778	9,159,456	9,158,329	151,185	▲161,551
愛西市	8,987,446	8,205,687	8,267,617	8,211,105	719,829	▲5,418
清須市	7,553,255	7,391,958	7,490,129	7,490,129	63,126	▲98,171
北名古屋市	9,742,379	9,313,111	9,572,371	9,448,418	170,008	▲135,307
あま市	11,400,241	10,832,674	10,845,056	10,845,028	555,185	▲12,354
県合計	823,459,089	801,211,494	807,034,127	805,247,156	16,424,962	▲4,035,662

(注) 各市町村ごとに端数整理している関係上、本文中の県計と一致しないことがある。

表1-8関係 一般会計繰入金(法定外)の内訳[平成28年度]

	決算補填目的のもの							保険者の政策によるもの				決算補填 目的分計 ①+②	決算補填以外 の目的分計 ③	一般会計繰入金 (法定外)計 ①+②+③
	保険料の 収納不足 のため	累積赤字 補填のた め	医療費の増 加	後期高 齢者支 援金	公債費、借 入金利息	高額療 養費貸 付金	①	保険料(税)の 負担緩和を図 るため	地方単独 の保険料 (税)の軽 減額	任意給付に 充てるため	②			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
名古屋市	0	0	0	0	632,042	0	632,042	4,122,980	0	565	4,123,545	4,755,587	4,775,444	9,531,031
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	683,418	683,418
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	210,152	0	0	210,152	210,152	438,417	648,568
一宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856,932	856,932
瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,587	31,587
半田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春日井市	0	0	0	0	0	0	0	927,475	0	0	927,475	927,475	180,721	1,108,195
豊川市	0	0	0	0	0	0	0	7,066	0	0	7,066	7,066	77,339	84,405
津島市	0	0	0	0	0	0	0	196,406	0	0	196,406	196,406	61,114	257,520
碧南市	0	0	0	0	0	0	0	520,195	0	0	520,195	520,195	91,143	611,338
刈谷市	0	0	0	0	0	0	0	142,620	0	0	142,620	142,620	157,380	300,000
豊田市	0	0	0	0	0	0	0	86,000	0	0	86,000	86,000	614,793	700,793
安城市	0	0	0	0	0	0	0	259,878	0	0	259,878	259,878	340,543	600,422
西尾市	0	0	0	0	0	0	0	88,098	0	0	88,098	88,098	161,902	250,000
蒲郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111,586	111,586
犬山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83,880	83,880
常滑市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江南市	0	0	0	0	0	0	0	307,701	0	0	307,701	307,701	102,577	410,278
小牧市	0	0	0	0	0	0	0	220,290	0	0	220,290	220,290	218,710	439,000
稲沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	312,498	312,498
新城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,071	14,071
東海市	0	0	0	0	34,448	0	34,448	526,251	0	0	526,251	560,698	117,536	678,234
大府市	0	0	0	0	0	0	0	404,558	0	0	404,558	404,558	0	404,558
知多市	0	0	0	0	0	0	0	264,530	0	0	264,530	264,530	91,335	355,865
知立市	0	0	0	0	0	0	0	49,146	0	0	49,146	49,146	86,574	135,720
尾張旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,844	10,844	10,844	93,514	104,358
高浜市	0	0	0	0	0	0	0	47,000	0	0	47,000	47,000	12,093	59,093
岩倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,682	81,682
豊明市	0	0	0	0	0	0	0	363,072	0	0	363,072	363,072	60,711	423,783

	決算補填目的のもの							保険者の政策によるもの				決算補填目的分計 ①+②	決算補填以外の目的分計 ③	一般会計繰入金 (法定外)計 ①+②+③
	保険料の 収納不足 のため	累積赤字 補填のため	医療費の増 加	後期高 齢者支 援金	公債費、借 入金利息	高額療 養費貸 付金	①	保険料(税)の 負担緩和を図 るため	地方単独 の保険料 (税)の軽 減額	任意給付に 充てるため	②			
東郷町	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 26,719	千円 0	千円 0	千円 26,719	千円 26,719	千円 33,281	千円 60,000
日進市	0	0	0	0	0	0	0	333,404	16,797	0	350,201	350,201	101,099	451,300
長久手市	0	0	0	0	0	0	0	90,813	0	0	90,813	90,813	19,008	109,821
豊山町	0	0	0	0	0	0	0	117,461	0	0	117,461	117,461	7,833	125,294
大口町	0	0	0	0	0	0	0	8,651	0	0	8,651	8,651	45,383	54,034
扶桑町	0	0	0	0	0	0	0	90,000	0	0	90,000	90,000	8,722	98,722
大治町	0	0	0	0	0	0	0	61,101	0	0	61,101	61,101	22,664	83,766
蟹江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
飛島村	0	0	0	0	0	0	0	39,257	0	0	39,257	39,257	5,686	44,943
弥富市	0	0	0	0	0	0	0	102,842	0	0	102,842	102,842	17,158	120,000
阿久比町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,287	19,287
東浦町	0	0	0	0	0	0	0	14,000	0	0	14,000	14,000	21,000	35,000
南知多町	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	0	30,000	30,000	22,799	52,799
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	18,859	0	0	18,859	18,859	0	18,859
武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幸田町	0	0	0	0	0	0	0	80,000	0	0	80,000	80,000	67,801	147,801
みよし市	0	0	0	0	0	0	0	273,003	0	0	273,003	273,003	74,853	347,856
設楽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原市	0	0	0	0	0	0	0	182,438	35,109	0	217,546	217,546	61,758	279,304
愛西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80,961	80,961
清須市	0	0	517,316	0	0	0	517,316	0	0	0	0	517,316	108,471	625,787
北名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	618,896	0	0	618,896	618,896	75,090	693,986
あま市	0	0	0	0	0	0	0	412,522	0	0	412,522	412,522	165,903	578,425
県合計	0	0	517,316	0	666,490	0	1,183,805	11,243,383	51,906	11,409	11,306,698	12,490,503	10,866,256	23,356,760

(注) 速報値

表2-1~2関係 保険料と保険税の別／保険料(税)の賦課方式〔医療給付費分〕

	保険料(税)の別		医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	料	税	2方式	3方式	4方式	2方式	3方式	4方式	2方式	3方式	4方式
名古屋市	○		○			○			○		
豊橋市		○		○			○			○	
岡崎市	○			○			○			○	
一宮市		○		○			○			○	
瀬戸市	○			○			○			○	
半田市		○			○			○			○
春日井市		○			○			○			○
豊川市	○			○			○			○	
津島市		○			○			○			○
碧南市		○			○			○			○
刈谷市		○		○			○			○	
豊田市		○		○			○			○	
安城市		○			○			○		○	
西尾市		○			○			○			○
蒲郡市		○			○			○			○
犬山市		○		○			○			○	
常滑市		○			○			○			○
江南市		○			○			○			○
小牧市		○			○			○			○
稲沢市		○		○			○			○	
新城市		○			○			○			○
東海市		○	○			○			○		
大府市		○			○			○			○
知多市		○			○			○			○
知立市		○		○			○			○	
尾張旭市		○		○			○			○	
高浜市		○			○			○			○
岩倉市		○			○			○			○
豊明市		○			○			○			○
東郷町		○			○			○			○
日進市		○		○			○			○	
長久手市		○			○			○			○
豊山町		○			○			○			○
大口町		○			○			○			○
扶桑町		○			○			○			○
大治町		○			○			○			○
蟹江町		○			○			○			○
飛島村		○			○			○			○
弥富市		○			○			○			○
阿久比町		○			○			○			○
東浦町		○			○			○			○
南知多町		○			○			○			○
美浜町		○			○			○			○
武豊町		○			○			○			○
幸田町		○			○			○			○
みよし市		○			○			○			○
設楽町	○				○			○			○
東栄町	○				○			○			○
豊根村		○			○			○			○
田原市		○			○			○			○
愛西市		○			○			○			○
清須市		○			○			○			○
北名古屋市		○			○			○			○
あま市		○			○			○			○
市町村数	6	48	2	12	40	2	12	40	2	13	39

(注) 保険料(税)の別は平成29年度速報値。保険料(税)賦課方式は平成27年度実績

表2-3関係 保険料(税)の賦課割合(保険料(税)軽減前)[平成27年度]

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
	%	%	%	%	%	%
名古屋市	50.40	49.60	50.35	49.65	49.75	50.25
豊橋市	47.64	52.36	48.07	51.93	47.06	52.94
岡崎市	52.71	47.29	52.69	47.31	52.91	47.09
一宮市	49.63	50.37	51.86	48.14	50.47	49.53
瀬戸市	49.48	50.52	49.51	50.49	49.23	50.77
半田市	51.58	48.42	72.21	27.79	47.83	52.17
春日井市	51.24	48.76	47.32	52.68	43.82	56.18
豊川市	50.39	49.61	50.34	49.66	51.77	48.23
津島市	53.88	46.12	56.58	43.42	42.32	57.68
碧南市	53.70	46.30	61.98	38.02	54.19	45.81
刈谷市	52.67	47.33	68.33	31.67	55.33	44.67
豊田市	48.41	51.59	57.59	42.41	51.76	48.24
安城市	53.92	46.08	55.06	44.94	51.74	48.26
西尾市	54.51	45.49	81.79	18.21	61.48	38.52
蒲郡市	51.52	48.48	53.58	46.42	54.05	45.95
犬山市	52.75	47.25	47.28	52.72	48.39	51.61
常滑市	52.31	47.69	54.93	45.07	48.64	51.36
江南市	55.50	44.50	62.44	37.56	45.49	54.51
小牧市	49.78	50.22	50.51	49.49	52.41	47.59
稲沢市	50.43	49.57	51.73	48.27	51.06	48.94
新城市	49.57	50.43	50.83	49.17	51.72	48.28
東海市	48.34	51.66	53.68	46.32	50.59	49.41
大府市	57.91	42.09	36.19	63.81	40.36	59.64
知多市	57.74	42.26	66.08	33.92	48.21	51.79
知立市	54.59	45.41	50.52	49.48	54.71	45.29
尾張旭市	49.74	50.26	49.55	50.45	49.63	50.37
高浜市	56.21	43.79	58.43	41.57	48.96	51.04
岩倉市	55.75	44.25	56.93	43.07	48.90	51.10
豊明市	64.65	35.35	64.98	35.02	46.38	53.62
東郷町	54.25	45.75	56.84	43.16	52.94	47.06
日進市	46.40	53.60	75.75	24.25	48.67	51.33
長久手市	59.56	40.44	60.13	39.87	54.86	45.14
豊山町	60.50	39.50	61.93	38.07	58.47	41.53
大口町	46.10	53.90	50.93	49.07	46.37	53.63
扶桑町	57.93	42.07	58.65	41.35	50.00	50.00
大治町	54.39	45.61	49.91	50.09	48.22	51.78
蟹江町	58.04	41.96	59.73	40.27	46.32	53.68
飛島村	49.13	50.87	50.35	49.65	51.91	48.09
弥富市	56.58	43.42	56.37	43.63	55.87	44.13
阿久比町	57.17	42.83	55.00	45.00	47.41	52.59
東浦町	45.65	54.35	69.06	30.94	47.87	52.13
南知多町	59.12	40.88	55.94	44.06	56.73	43.27
美浜町	48.11	51.89	66.23	33.77	50.37	49.63
武豊町	50.80	49.20	52.57	47.43	45.81	54.19
幸田町	53.45	46.55	62.87	37.13	52.16	47.84
みよし市	53.23	46.77	47.52	52.48	53.30	46.70
設楽町	46.81	53.19	46.42	53.58	45.85	54.15
東栄町	50.67	49.33	50.42	49.58	51.49	48.51
豊根村	54.09	45.91	54.36	45.64	57.85	42.15
田原市	52.17	47.83	56.94	43.06	61.47	38.53
愛西市	53.83	46.17	51.36	48.64	48.80	51.20
清須市	65.02	34.98	53.52	46.48	48.38	51.62
北名古屋市	60.78	39.22	52.10	47.90	62.69	37.31
あま市	48.89	51.11	53.37	46.63	49.28	50.72
県平均	51.47	48.53	53.53	46.47	50.38	49.62

(注) 賦課期日現在

表2-4関係 保険料(税)の賦課限度額の設定状況[平成29年度]

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	賦課限度額 千円	政令基準	賦課限度額 千円	政令基準	賦課限度額 千円	政令基準 千円
名古屋市	540	○	190	○	160	○
豊橋市	540	○	190	○	160	○
岡崎市	540	○	190	○	160	○
一宮市	540	○	190	○	160	○
瀬戸市	540	○	190	○	160	○
半田市	510		160		140	
春日井市	540	○	190	○	160	○
豊川市	540	○	190	○	160	○
津島市	540	○	190	○	160	○
碧南市	540	○	190	○	160	○
刈谷市	540	○	190	○	160	○
豊田市	540	○	190	○	160	○
安城市	540	○	190	○	160	○
西尾市	540	○	190	○	160	○
蒲郡市	540	○	190	○	160	○
犬山市	520		170		160	○
常滑市	540	○	190	○	160	○
江南市	530		180		160	○
小牧市	540	○	190	○	160	○
稲沢市	540	○	190	○	160	○
新城市	540	○	190	○	160	○
東海市	520		170		160	○
大府市	540	○	190	○	160	○
知多市	540	○	190	○	160	○
知立市	540	○	190	○	160	○
尾張旭市	540	○	190	○	160	○
高浜市	540	○	190	○	160	○
岩倉市	540	○	190	○	160	○
豊明市	540	○	190	○	160	○
東郷町	540	○	190	○	160	○
日進市	540	○	190	○	160	○
長久手市	540	○	190	○	160	○
豊山町	540	○	190	○	160	○
大口町	540	○	190	○	160	○
扶桑町	520		170		160	○
大治町	540	○	190	○	160	○
蟹江町	540	○	190	○	160	○
飛島村	530		190	○	160	○
弥富市	540	○	190	○	160	○
阿久比町	500		130		100	
東浦町	540	○	190	○	160	○
南知多町	540	○	190	○	160	○
美浜町	540	○	190	○	160	○
武豊町	540	○	170		160	○
幸田町	540	○	190	○	160	○
みよし市	540	○	190	○	160	○
設楽町	540	○	190	○	160	○
東栄町	540	○	190	○	160	○
豊根村	540	○	190	○	160	○
田原市	540	○	190	○	160	○
愛西市	540	○	190	○	160	○
清須市	540	○	190	○	160	○
北名古屋市	540	○	180		140	
あま市	540	○	190	○	160	○
市町村数	-	47	-	46	-	51

(注)速報値

図3-1関係 保険料(税)収納率の推移(現年度分)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	%	%	%	%	%
名古屋市	93.51	94.44	95.55	96.04	96.33
豊橋市	87.59	87.31	88.22	89.06	89.22
岡崎市	89.97	89.87	90.22	90.55	90.45
一宮市	88.50	89.08	89.84	90.43	91.09
瀬戸市	90.55	91.37	90.97	91.06	90.93
半田市	92.98	94.17	94.61	95.06	95.93
春日井市	90.71	91.14	91.60	91.50	91.97
豊川市	92.31	92.67	92.87	92.57	93.13
津島市	89.37	89.95	90.00	91.12	91.58
碧南市	91.76	92.66	93.75	94.60	95.57
刈谷市	90.43	91.73	92.20	93.38	93.23
豊田市	91.93	92.82	93.19	93.85	94.36
安城市	91.72	92.35	92.43	92.83	93.50
西尾市	92.50	91.94	92.24	93.16	93.55
蒲郡市	90.24	90.99	91.33	91.76	91.72
犬山市	91.94	92.14	93.04	93.03	94.60
常滑市	93.29	93.30	94.09	95.23	95.57
江南市	90.72	91.11	91.20	92.08	92.47
小牧市	89.30	89.62	89.89	90.26	91.09
稲沢市	92.13	92.99	93.21	93.39	93.66
新城市	94.47	94.76	94.63	94.87	95.20
東海市	87.59	88.12	88.39	88.75	89.43
大府市	92.33	93.31	94.20	94.88	96.29
知多市	89.59	90.10	90.59	91.47	92.06
知立市	91.18	90.66	91.13	91.52	91.16
尾張旭市	91.52	92.37	92.95	93.79	94.10
高浜市	87.18	87.96	88.77	88.93	89.39
岩倉市	88.02	88.96	89.19	90.47	90.83
豊明市	91.49	91.89	92.23	92.37	92.42
東郷町	92.89	93.73	94.78	94.63	94.97
日進市	93.42	93.76	94.34	94.67	94.52
長久手市	92.95	93.52	94.00	94.63	95.00
豊山町	88.65	88.42	89.16	89.08	88.82
大口町	94.54	95.08	95.69	95.28	95.18
扶桑町	91.68	92.96	93.28	94.03	94.74
大治町	87.07	89.10	89.27	89.79	90.15
蟹江町	91.29	92.58	93.73	94.33	95.42
飛島村	98.07	98.62	98.92	98.76	98.83
弥富市	91.90	92.90	93.38	93.65	93.31
阿久比町	94.85	95.95	95.59	96.53	96.54
東浦町	91.78	92.92	93.56	93.35	93.51
南知多町	93.70	94.68	95.05	95.66	95.33
美浜町	95.23	96.33	96.00	96.21	96.50
武豊町	91.58	92.32	92.74	93.92	94.86
幸田町	93.31	92.96	93.57	93.82	94.06
みよし市	92.15	92.75	93.40	94.12	94.08
設楽町	98.16	98.56	98.31	97.65	97.55
東栄町	96.44	97.52	96.79	96.02	97.72
豊根村	98.81	99.13	99.54	98.36	99.88
田原市	95.91	95.92	95.68	95.62	95.62
愛西市	93.42	93.46	93.61	93.57	94.12
清須市	90.63	90.94	91.21	92.25	92.98
北名古屋市	89.79	90.08	90.30	90.71	90.47
あま市	91.87	91.46	91.12	91.37	91.44
県平均	91.71	92.30	92.96	93.43	93.72

図3-2関係 保険料(税)収納率の推移(過年度分)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	%	%	%	%	%
名古屋市	14.30	17.24	19.26	21.81	25.06
豊橋市	9.74	11.36	10.20	10.80	12.51
岡崎市	14.04	16.83	17.56	17.99	20.05
一宮市	16.66	18.16	19.03	21.88	23.42
瀬戸市	14.03	15.63	14.49	17.69	19.31
半田市	15.42	21.47	22.62	20.80	22.49
春日井市	7.66	8.29	10.25	10.95	13.56
豊川市	19.84	20.69	22.85	28.28	33.13
津島市	14.36	19.07	18.97	18.79	18.12
碧南市	18.27	23.41	29.52	37.46	37.21
刈谷市	19.45	27.47	29.43	28.12	32.53
豊田市	17.81	20.03	24.20	25.17	26.55
安城市	12.92	14.34	15.44	18.41	21.14
西尾市	16.31	17.15	18.23	24.78	28.46
蒲郡市	12.47	17.90	16.36	18.70	18.66
犬山市	11.78	10.26	11.21	29.99	43.46
常滑市	20.65	24.72	27.04	26.59	33.71
江南市	7.45	10.56	11.51	12.35	13.33
小牧市	16.17	15.32	17.42	19.78	21.89
稲沢市	14.01	17.67	18.54	17.63	17.52
新城市	16.05	22.79	16.66	23.50	22.14
東海市	13.03	17.20	17.80	16.70	16.37
大府市	17.88	25.09	34.29	31.31	34.40
知多市	14.98	18.65	22.83	26.76	30.84
知立市	19.70	16.81	19.08	22.85	23.13
尾張旭市	20.73	20.95	21.43	23.09	24.09
高浜市	13.97	13.78	16.06	22.05	22.88
岩倉市	14.78	16.72	17.64	18.83	23.37
豊明市	16.32	15.52	17.76	20.66	19.36
東郷町	19.21	27.97	33.42	25.11	24.92
日進市	21.26	21.75	23.22	19.76	22.70
長久手市	18.79	20.63	23.55	26.02	24.55
豊山町	18.88	21.93	21.20	21.98	25.60
大口町	17.63	23.29	24.52	25.18	29.14
扶桑町	15.05	23.79	21.67	26.63	30.68
大治町	12.64	23.33	23.11	22.41	25.70
蟹江町	16.46	21.35	31.62	28.04	31.53
飛島村	66.65	44.25	35.73	30.99	47.71
弥富市	17.55	23.49	21.07	23.68	23.07
阿久比町	29.22	38.91	36.13	41.10	33.00
東浦町	14.99	23.83	27.46	25.18	28.13
南知多町	20.02	25.24	26.75	24.00	22.57
美浜町	18.96	22.80	28.78	27.49	32.07
武豊町	16.44	19.81	23.37	28.04	26.95
幸田町	18.11	19.29	18.53	19.57	18.23
みよし市	17.05	15.66	18.89	19.07	19.04
設楽町	15.74	16.37	10.52	41.68	56.39
東栄町	10.46	39.32	51.99	37.88	37.19
豊根村	39.55	73.89	35.35	4.02	12.51
田原市	22.55	21.52	21.22	21.20	18.79
愛西市	18.79	20.21	20.40	22.38	26.66
清須市	4.26	6.01	7.73	11.90	13.78
北名古屋	11.62	13.06	13.03	14.10	16.37
あま市	12.46	14.71	17.92	16.55	19.41
県平均	14.38	16.91	18.11	19.73	21.67

表3-1関係 納付方法別世帯割合[平成28年度]

	世帯数	口座振替		特別徴収		自主納付	
		世帯数	割合 %	世帯数	割合 %	世帯数	割合 %
名古屋市	330,585	250,660	75.8	3,046	0.9	76,879	23.3
豊橋市	49,463	25,658	51.9	3,191	6.5	20,614	41.7
岡崎市	48,252	28,535	59.1	3,000	6.2	16,717	34.6
一宮市	56,276	18,715	33.3	11,317	20.1	26,244	46.6
瀬戸市	17,412	8,218	47.2	3,051	17.5	6,143	35.3
半田市	15,190	8,651	57.0	3,200	21.1	3,339	22.0
春日井市	42,296	18,769	44.4	5,544	13.1	17,983	42.5
豊川市	24,136	16,730	69.3	572	2.4	6,834	28.3
津島市	9,106	3,600	39.5	1,457	16.0	4,049	44.5
碧南市	8,931	4,236	47.4	1,419	15.9	3,276	36.7
刈谷市	17,297	9,575	55.4	1,119	6.5	6,603	38.2
豊田市	51,234	31,671	61.8	2,311	4.5	17,252	33.7
安城市	23,000	14,728	64.0	3,168	13.8	5,104	22.2
西尾市	23,599	14,739	62.5	2,582	10.9	6,278	26.6
蒲郡市	11,521	7,401	64.2	621	5.4	3,499	30.4
犬山市	10,632	4,556	42.9	2,445	23.0	3,631	34.2
常滑市	7,381	3,808	51.6	1,498	20.3	2,075	28.1
江南市	14,407	7,418	51.5	919	6.4	6,070	42.1
小牧市	20,570	12,682	61.7	3,746	18.2	4,142	20.1
稲沢市	18,355	9,026	49.2	3,599	19.6	5,730	31.2
新城市	6,852	5,005	73.0	310	4.5	1,537	22.4
東海市	14,018	8,881	63.4	1,089	7.8	4,048	28.9
大府市	10,760	3,981	37.0	2,152	20.0	4,627	43.0
知多市	12,619	5,635	44.7	2,863	22.7	4,121	32.7
知立市	8,161	3,979	48.8	611	7.5	3,571	43.8
尾張旭市	11,254	5,255	46.7	1,480	13.2	4,519	40.2
高浜市	5,209	2,790	53.6	236	4.5	2,183	41.9
岩倉市	6,855	2,781	40.6	1,159	16.9	2,915	42.5
豊明市	9,287	4,268	46.0	2,096	22.6	2,923	31.5
東郷町	5,156	2,000	38.8	1,184	23.0	1,972	38.2
日進市	9,718	4,085	42.0	1,696	17.5	3,937	40.5
長久手市	5,764	1,898	32.9	946	16.4	2,920	50.7
豊山町	2,275	711	31.3	394	17.3	1,170	51.4
大口町	2,767	1,283	46.4	634	22.9	850	30.7
扶桑町	4,403	1,709	38.8	1,052	23.9	1,642	37.3
大治町	4,580	1,662	36.3	836	18.3	2,082	45.5
蟹江町	5,179	1,588	30.7	1,092	21.1	2,499	48.3
飛島村	602	469	77.9	0	0.0	133	22.1
弥富市	5,918	2,506	42.3	1,159	19.6	2,253	38.1
阿久比町	3,460	2,288	66.1	247	7.1	925	26.7
東浦町	6,452	3,534	54.8	597	9.3	2,321	36.0
南知多町	3,478	1,989	57.2	492	14.1	997	28.7
美浜町	3,185	1,243	39.0	716	22.5	1,226	38.5
武豊町	5,780	3,072	53.1	928	16.1	1,780	30.8
幸田町	4,741	3,472	73.2	121	2.6	1,148	24.2
みよし市	6,240	3,077	49.3	1,455	23.3	1,708	27.4
設楽町	869	519	59.7	221	25.4	129	14.8
東栄町	550	438	79.6	46	8.4	66	12.0
豊根村	161	94	58.4	39	24.2	28	17.4
田原市	10,134	7,750	76.5	248	2.4	2,136	21.1
愛西市	9,049	4,327	47.8	1,779	19.7	2,943	32.5
清須市	9,033	2,714	30.0	1,693	18.7	4,626	51.2
北名古屋市	11,914	4,817	40.4	2,065	17.3	5,032	42.2
あま市	12,708	4,555	35.8	2,552	20.1	5,601	44.1
県合計	1,018,774	603,751	59.3	91,993	9.0	323,030	31.7

(注)速報値

表3-2関係 滞納世帯数等(滞納世帯数/短期被保険者証/資格証明書)[平成29年度]

	世帯数	滞納世帯数	短期被保険者証		資格証明書		
			割合	交付世帯数	割合	交付世帯数	
			%		%		%
名古屋市	331,869	43,705	13.2	6,291	1.9	3,912	1.2
豊橋市	49,718	6,233	12.5	4,543	9.1	77	0.2
岡崎市	48,548	7,060	14.5	3,093	6.4	423	0.9
一宮市	54,001	7,655	14.2	937	1.7	130	0.2
瀬戸市	17,484	1,890	10.8	758	4.3	1	0.0
半田市	15,262	1,491	9.8	150	1.0	6	0.0
春日井市	42,266	6,157	14.6	413	1.0	0	0.0
豊川市	24,163	3,477	14.4	796	3.3	27	0.1
津島市	9,080	578	6.4	444	4.9	0	0.0
碧南市	8,953	575	6.4	220	2.5	0	0.0
刈谷市	16,861	1,411	8.4	491	2.9	0	0.0
豊田市	51,574	4,749	9.2	2,506	4.9	0	0.0
安城市	22,255	1,717	7.7	1,646	7.4	5	0.0
西尾市	23,190	2,219	9.6	1,257	5.4	60	0.3
蒲郡市	11,540	1,276	11.1	747	6.5	1	0.0
犬山市	10,677	1,988	18.6	59	0.6	0	0.0
常滑市	7,447	783	10.5	85	1.1	0	0.0
江南市	13,830	1,350	9.8	583	4.2	0	0.0
小牧市	20,628	2,405	11.7	775	3.8	50	0.2
稲沢市	18,310	1,532	8.4	757	4.1	49	0.3
新城市	6,670	637	9.6	153	2.3	0	0.0
東海市	14,005	3,656	26.1	980	7.0	35	0.2
大府市	10,701	791	7.4	451	4.2	0	0.0
知多市	12,096	2,237	18.5	426	3.5	0	0.0
知立市	8,161	1,024	12.5	320	3.9	0	0.0
尾張旭市	10,875	707	6.5	291	2.7	2	0.0
高浜市	5,196	1,768	34.0	571	11.0	0	0.0
岩倉市	6,834	902	13.2	305	4.5	31	0.5
豊明市	9,317	1,785	19.2	190	2.0	0	0.0
東郷町	5,159	510	9.9	83	1.6	0	0.0
日進市	9,808	1,661	16.9	75	0.8	2	0.0
長久手市	5,800	224	3.9	118	2.0	0	0.0
豊山町	2,259	400	17.7	93	4.1	0	0.0
大口町	2,774	121	4.4	33	1.2	16	0.6
扶桑町	4,397	406	9.2	169	3.8	0	0.0
大治町	4,522	551	12.2	460	10.2	0	0.0
蟹江町	5,213	609	11.7	196	3.8	1	0.0
飛島村	605	29	4.8	5	0.8	0	0.0
弥富市	5,675	1,008	17.8	471	8.3	0	0.0
阿久比町	3,460	242	7.0	49	1.4	2	0.1
東浦町	6,468	644	10.0	165	2.6	5	0.1
南知多町	3,421	484	14.1	56	1.6	13	0.4
美浜町	3,191	239	7.5	120	3.8	0	0.0
武豊町	5,667	842	14.9	93	1.6	0	0.0
幸田町	4,620	257	5.6	157	3.4	0	0.0
みよし市	6,097	1,260	20.7	68	1.1	0	0.0
設楽町	832	53	6.4	3	0.4	0	0.0
東栄町	554	62	11.2	5	0.9	0	0.0
豊根村	157	1	0.6	0	0.0	0	0.0
田原市	10,147	905	8.9	288	2.8	0	0.0
愛西市	9,045	875	9.7	154	1.7	0	0.0
清須市	9,536	2,512	26.3	1,482	15.5	0	0.0
北名古屋市	11,871	1,645	13.9	961	8.1	0	0.0
あま市	12,668	2,072	16.4	396	3.1	0	0.0
県合計	1,015,457	129,370	12.7	35,938	3.5	4,848	0.5

表3-3関係 主な収納対策の実施状況[平成28年度]

	要綱等の作成	収納対策の充実強化				徴収方法改善等				滞納処分				
		滞納整理機構	収納対策研修	税の専門家配置	コールセンターの設置	コンビニ収納	多重債務相談	口座振替の原則化	マルチペイメントネットワーク	財産調査の実施	差押えの実施	搜索の実施	インターネット公売	タイヤロックの実施
名古屋市	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
岡崎市	○		○	○		○	○	○		○	○	○		
一宮市			○	○		○	○			○	○	○	○	○
瀬戸市	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
半田市	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○
春日井市	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
豊川市		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
津島市		○		○	○	○		○	○	○	○			
碧南市	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
刈谷市	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○
豊田市	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
安城市		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
西尾市	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○
蒲郡市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
犬山市	○	○				○	○			○	○			
常滑市	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○
江南市		○				○				○	○	○	○	
小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稲沢市	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○
新城市	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○
東海市		○	○			○	○		○	○	○	○		
大府市		○				○	○			○	○	○	○	○
知多市	○	○	○			○	○			○	○	○		○
知立市	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○
尾張旭市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
岩倉市	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊明市		○	○			○				○	○			
東郷町		○	○			○	○			○	○	○		
日進市	○	○				○	○	○		○	○	○	○	
長久手市	○	○				○				○	○			
豊山町		○	○	○						○	○			
大口町	○			○		○	○		○	○	○			
扶桑町		○				○	○			○	○	○	○	○
大治町	○	○	○	○		○	○			○	○			
蟹江町	○		○			○				○	○			
飛島村			○							○	○	○		
弥富市		○	○	○	○	○		○		○	○			
阿久比町	○	○					○			○	○	○		
東浦町	○	○	○			○				○	○	○	○	○
南知多町		○				○				○	○	○	○	○
美浜町		○				○				○	○	○	○	○
武豊町	○	○	○			○				○	○	○	○	○
幸田町	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
みよし市		○	○		○	○				○	○	○	○	○
設楽町		○								○	○			
東栄町		○								○				
豊根村		○					○			○	○			
田原市		○				○				○	○		○	
愛西市	○	○	○	○		○				○	○			
清須市	○	○	○					○		○	○			
北名古屋市		○		○		○				○	○			
あま市	○	○				○	○			○	○			
市町村数	33	44	36	23	12	48	34	21	8	54	53	34	31	23

(注)速報値

表4-1関係 レセプト点検の内容点検効果(被保険者1人当たり効果率、効果額)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	効果率	効果額	効果率	効果額	効果率	効果額
	%	円	%	円	%	円
名古屋市	0.17	407	0.16	395	0.15	373
豊橋市	0.33	765	0.34	816	0.30	775
岡崎市	0.09	193	0.07	162	0.05	111
一宮市	0.22	466	0.16	345	0.26	580
瀬戸市	0.07	173	0.05	126	0.05	107
半田市	0.12	252	0.07	163	0.11	256
春日井市	0.10	214	0.06	133	0.07	153
豊川市	0.13	317	0.15	370	0.10	255
津島市	0.36	764	0.23	513	0.06	359
碧南市	0.14	269	0.10	271	0.07	200
刈谷市	0.07	176	0.19	463	0.39	959
豊田市	0.20	437	0.15	343	0.21	504
安城市	0.08	159	0.11	221	0.05	100
西尾市	0.02	34	0.09	173	0.08	172
蒲郡市	0.11	240	0.08	173	0.08	177
大山市	0.19	450	0.32	748	0.98	2,365
常滑市	0.02	57	0.03	67	0.07	148
江南市	0.16	343	0.18	411	0.47	1,055
小牧市	0.11	234	0.14	302	0.08	175
稲沢市	0.23	563	0.21	547	0.13	411
新城市	0.09	203	0.04	84	0.07	143
東海市	0.16	335	0.05	109	0.05	113
大府市	0.09	191	0.06	160	0.07	170
知多市	0.17	366	0.10	139	0.17	226
知立市	0.29	627	0.09	194	0.22	451
尾張旭市	0.24	543	0.24	556	0.14	327
高浜市	0.07	137	0.02	32	0.00	5
岩倉市	0.18	387	0.30	655	0.20	499
豊明市	0.17	435	0.19	514	0.13	364
東郷町	0.00	5	0.00	0	0.01	21
日進市	0.08	198	0.19	443	0.10	247
長久手市	0.12	254	0.24	507	0.10	215
豊山町	0.03	60	0.05	109	0.03	81
大口町	0.33	805	0.37	975	0.73	1,999
扶桑町	0.10	263	0.11	306	0.04	92
大治町	0.01	25	0.01	23	0.01	18
蟹江町	0.11	238	0.06	127	0.06	143
飛島村	0.01	28	0.04	95	0.02	70
弥富市	0.20	430	0.10	215	0.08	179
阿久比町	0.04	102	0.00	6	0.05	115
東浦町	0.32	805	0.04	109	0.02	55
南知多町	0.90	2,179	1.22	2,991	0.63	1,722
美浜町	0.69	1,645	0.35	816	0.41	967
武豊町	0.05	112	0.03	78	0.02	47
幸田町	0.05	100	0.07	157	0.04	83
みよし市	0.66	1,494	0.46	1,027	0.03	82
設楽町	0.00	0	0.00	0	0.03	84
東栄町	0.00	0	0.00	0	0.00	0
豊根村	0.01	36	0.00	0	0.03	52
田原市	0.10	168	0.05	89	0.09	173
愛西市	0.40	895	0.55	1,253	0.39	951
清須市	1.41	3,013	1.06	2,284	0.01	18
北名古屋市	0.07	167	0.03	65	0.04	98
あま市	0.04	89	0.08	184	0.05	106
県合計	0.18	406	0.16	379	0.15	376

表4-2関係 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	実施	送付件数	実施	送付件数	実施	送付件数
名古屋市	○	4,269	○	8,410	○	7,117
豊橋市	○	2,611	○	2,603	○	2,868
岡崎市	○	20	○	128	○	131
一宮市			○	65	○	65
瀬戸市	○	27	○	22	○	23
半田市				0		
春日井市	○	81	○	93	○	22
豊川市	○	19	○	16	○	22
津島市				0		
碧南市				0	○	11
刈谷市	○	30		0		
豊田市	○	1,090	○	1,200	○	1,200
安城市	○	166	○	96	○	85
西尾市	○	22	○	25	○	51
蒲郡市	○	13	○	12	○	12
犬山市				0		
常滑市			○	40	○	120
江南市				0	○	17
小牧市	○	8	○	2	○	2
稲沢市	○	104	○	140	○	93
新城市				0		
東海市				0		
大府市			○	48		
知多市	○	110	○	79		
知立市	○	0	○	0	○	0
尾張旭市	○	301	○	190	○	175
高浜市	○	0	○	0	○	0
岩倉市	○	0	○	10	○	5
豊明市				0	○	1
東郷町			○	16	○	17
日進市	○	16	○	12	○	14
長久手市				0	○	328
豊山町				0		
大口町	○	15	○	15	○	9
扶桑町				0		
大治町	○	23	○	0		
蟹江町				0		
飛島村				0		
弥富市			○	17	○	13
阿久比町			○	57	○	70
東浦町	○	177	○	144	○	59
南知多町				0		
美浜町	○	0	○	0	○	0
武豊町	○	30	○	112	○	98
幸田町	○	7	○	6	○	11
みよし市				0		
設楽町				0		
東栄町				0		
豊根村				0		
田原市				0	○	312
愛西市				0		
清須市				0		
北名古屋市				0		
あま市	○	21	○	3	○	9
市町村数	26	9,160	31	13,561	33	12,960

表4-3関係 被害届受理前における第三者求償事務の実施状況[平成28年度]

	国保連作成のリスト(第三者行為が疑われる者)の活用	第三者行為が疑われるレセプトの抽出(レセプト点検)	被保険者への照会、調査等	被害届の提出励行
名古屋市		○	○	○
豊橋市	○	○	○	○
岡崎市	○	○	○	○
一宮市		○	○	○
瀬戸市	○	○	○	○
半田市		○	○	○
春日井市	○	○	○	○
豊川市	○	○	○	○
津島市	○		○	○
碧南市	○	○	○	○
刈谷市	○	○	○	○
豊田市	○	○	○	○
安城市	○	○	○	○
西尾市	○	○	○	○
蒲郡市	○	○	○	○
犬山市				
常滑市	○	○	○	○
江南市				
小牧市	○	○	○	○
稲沢市	○	○	○	○
新城市	○	○	○	○
東海市	○	○	○	○
大府市	○	○	○	○
知多市	○	○	○	○
知立市	○	○	○	○
尾張旭市	○	○	○	○
高浜市	○	○	○	○
岩倉市	○	○	○	○
豊明市		○	○	○
東郷町	○	○	○	○
日進市	○	○	○	○
長久手市	○	○	○	○
豊山町	○	○	○	○
大口町	○	○	○	○
扶桑町			○	
大治町	○	○	○	○
蟹江町	○	○	○	○
飛島村	○	○	○	○
弥富市	○	○	○	○
阿久比町	○		○	○
東浦町		○		○
南知多町				
美浜町	○	○	○	○
武豊町	○	○	○	○
幸田町	○	○	○	○
みよし市	○	○	○	○
設楽町	○	○	○	○
東栄町	○	○	○	○
豊根村	○		○	○
田原市		○	○	○
愛西市	○	○	○	○
清須市	○	○	○	○
北名古屋市	○	○	○	○
あま市	○		○	○
市町村数	44	46	50	50

(注) 速報値。委託を含む。

表4-4関係 海外療養費の支給状況

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	件数	支給額	1件当たり	件数	支給額	1件当たり	件数	支給額	1件当たり
名古屋市	307	11,788,946	38,400	362	19,785,689	54,657	357	14,866,376	41,643
豊橋市	78	3,070,124	39,361	62	1,422,839	22,949	62	1,001,414	16,152
岡崎市	12	253,303	21,109	31	955,227	30,814	18	456,960	25,387
一宮市	20	1,315,799	65,790	14	1,279,151	91,368	41	1,009,128	24,613
瀬戸市	2	26,306	13,153	3	2,522,913	840,971	7	37,139	5,306
半田市	23	296,345	12,885	20	461,049	23,052	21	391,886	18,661
春日井市	24	1,370,494	57,104	44	1,288,003	29,273	9	101,097	11,233
豊川市	3	92,129	30,710	11	376,130	34,194	5	168,943	33,789
津島市	1	15,716	15,716	4	30,505	7,626			
碧南市	6	1,038,939	173,157	5	114,672	22,934	6	106,840	17,807
刈谷市	1	33,600	33,600				9	2,992,144	332,460
豊田市	56	1,212,178	21,646	43	888,710	20,668	33	262,430	7,952
安城市	18	586,000	32,556	18	116,477	6,471	39	1,031,981	26,461
西尾市	19	432,353	22,755	8	566,353	70,794	7	127,143	18,163
蒲郡市	36	1,224,529	34,015	27	830,134	30,746	31	744,843	24,027
犬山市	3	613,068	204,356						
常滑市				6	32,875	5,479	6	207,648	34,608
江南市	15	2,591,083	172,739	18	3,079,127	171,063	4	1,480,860	370,215
小牧市	2	166,005	83,003	1	26,685	26,685			
稲沢市	15	150,352	10,023	12	71,466	5,956	7	48,856	6,979
新城市									
東海市	1	9,513	9,513	1	55,384	55,384	3	15,925	5,308
大府市	15	194,777	12,985	1	12,614	12,614	7	129,016	18,431
知多市	6	299,446	49,908	2	30,758	15,379	6	276,979	46,163
知立市	11	41,422	3,766	14	100,349	7,168	9	71,242	7,916
尾張旭市	5	21,910	4,382	5	312,710	62,542			
高浜市									
岩倉市				1	1,974	1,974	7	304,137	43,448
豊明市	1	36,740	36,740	1	11,171	11,171			
東郷町	5	232,143	46,429	7	488,976	69,854	1	1,094	1,094
日進市	12	453,954	37,830	19	284,817	14,990	12	339,141	28,262
長久手市	16	687,656	42,979	1	4,872	4,872			
豊山町									
大口町									
扶桑町	2	31,292	15,646						
大治町									
蟹江町	1	180,062	180,062						
飛島村									
弥富市									
阿久比町	9	96,734	10,748	4	33,709	8,427	2	12,289	6,145
東浦町	3	101,428	33,809				1	8,995	8,995
南知多町	1	280,647	280,647						
美浜町	1	3,934	3,934						
武豊町									
幸田町				1	81,921	81,921	1	4,361	4,361
みよし市	12	177,658	14,805	12	217,176	18,098	9	309,793	34,421
設楽町									
東栄町									
豊根村									
田原市				3	231,550	77,183			
愛西市	3	76,895	25,632				3	333,699	111,233
清須市	2	11,920	5,960	7	44,133	6,305	8	32,939	4,117
北名古屋市	1	191,611	191,611	5	147,708	29,542			
あま市	2	45,710	22,855	5	1,211,847	242,369	1	13,664	13,664
県合計	750	29,452,721	39,270	778	37,119,674	47,712	732	26,888,962	36,734

(注) 1件当たりは、県平均
平成28年度は、速報値

表4-5関係 高額療養費の支給勧奨の実施状況[平成29年4月1日時点]

	高額療養費			高額介護合算療養費		
	実施	勧奨基準あり	勧奨方法	実施	勧奨基準あり	勧奨方法
名古屋市	○	○	ア	○	○	ア
豊橋市	○		イ	○	○	イ
岡崎市	○		エ	○		イ
一宮市	○	○	ア	○	○	イ
瀬戸市	○	○	ウ	○	○	ウ
半田市	○		ア	○		イ
春日井市	○		ア	○		ア
豊川市	○	○	ウ	○	○	ウ
津島市	○		イ	○		イ
碧南市	○		ウ	○		ウ
刈谷市	○		ウ	○		ウ
豊田市	○		イ	○	○	イ
安城市	○	○	ウ	○	○	ウ
西尾市	○		ア	○		イ
蒲郡市	○	○	ア	○	○	ア
犬山市	○	○	イ	○	○	ウ
常滑市	○		ア	○		ア
江南市	○	○	ア	○		イ
小牧市	○	○	ウ	○	○	ウ
稲沢市	○	○	ア	○		イ
新城市	○	○	ア	○	○	ア
東海市	○		ア	○	○	エ
大府市	○		ア	○		ウ
知多市	○		ア	○		ア
知立市	○		イ	○		イ
尾張旭市	○		ウ	○		ウ
高浜市	○		ア	○		ア
岩倉市	○		ア	○		イ
豊明市	○		エ	○		ア
東郷町	○	○	エ	○	○	イ
日進市	○		イ	○		イ
長久手市	○		ア	○		イ
豊山町	○		ア	○		ア
大口町	○		ア	○		ア
扶桑町	○		ア	○		イ
大治町	○		ア	○		ア
蟹江町	○		ア	○		イ
飛島村	○		エ	○		エ
弥富市	○	○	イ	○	○	ウ
阿久比町	○		イ	○		ア
東浦町	○	○	ア	○	○	ア
南知多町	○		ア	○		ア
美浜町	○	○	イ	○	○	イ
武豊町	○	○	ア	○	○	ア
幸田町	○		ア	○		イ
みよし市	○		ア	○		ア
設楽町	○		ウ	○		ウ
東栄町	○		ウ			
豊根村	○		イ	○		イ
田原市	○		ア	○		ア
愛西市	○		イ	○		ウ
清須市	○	○	イ	○	○	イ
北名古屋市	○	○	ア	○	○	ア
あま市	○		イ	○		イ
市町村数	54	18	—	53	19	—

該当者に対する勧奨方法

ア. 申請の手続きを行うよう情報提供 イ. 申請書を送付し申請を促す ウ. ターンアラウンド方式による申請手続き
エ. その他(アからウ以外の方法により行っている。)

表5-1関係 特定健康診査・特定保健指導の実施割合

	特定健康診査			特定保健指導		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
名古屋市	27.9%	28.9%	30.2%	5.2%	4.5%	4.5%
豊橋市	30.2	31.4	32.3	13.9	10.1	11.6
岡崎市	43.7	45.1	46.3	23.5	25.4	22.4
一宮市	45.6	46.5	47.0	17.6	20.9	16.2
瀬戸市	45.6	46.5	47.6	27.2	27.2	25.4
半田市	53.3	54.6	55.0	23.3	24.4	24.1
春日井市	35.1	34.9	35.2	19.6	24.2	20.3
豊川市	31.3	33.9	35.5	14.8	15.4	17.6
津島市	38.1	39.0	39.7	6.1	11.2	9.6
碧南市	42.6	42.2	42.0	20.0	25.8	13.8
刈谷市	42.1	42.2	42.8	12.2	16.6	17.4
豊田市	35.3	37.0	37.1	17.8	11.0	12.0
安城市	42.0	42.1	44.7	14.4	17.7	15.6
西尾市	41.4	40.5	41.0	22.6	26.6	25.2
蒲郡市	39.8	38.4	38.2	11.9	13.6	11.6
犬山市	43.0	40.7	40.6	35.6	6.3	46.2
常滑市	44.7	45.8	47.3	12.4	7.9	9.9
江南市	47.0	47.3	47.4	12.5	18.2	12.3
小牧市	42.4	43.3	45.2	18.2	12.2	13.0
稲沢市	46.0	46.8	48.6	2.2	7.1	7.1
新城市	39.7	39.9	40.3	39.8	26.9	55.9
東海市	49.7	50.2	48.5	6.6	13.4	18.3
大府市	52.1	53.5	55.6	18.0	25.9	16.1
知多市	47.2	48.6	48.9	39.0	31.8	48.3
知立市	39.3	42.4	42.3	19.3	24.8	18.2
尾張旭市	43.9	43.4	45.0	30.2	28.1	26.3
高浜市	46.0	47.0	46.9	28.7	29.4	19.2
岩倉市	43.3	43.5	43.8	16.1	20.0	6.7
豊明市	44.2	44.3	45.0	15.5	17.6	17.7
東郷町	40.2	47.2	48.1	9.5	19.9	14.8
日進市	44.9	42.3	44.3	7.1	13.7	10.4
長久手市	49.0	52.3	52.0	26.7	31.8	26.9
豊山町	31.0	31.4	36.2	38.2	38.6	57.7
大口町	47.8	48.6	48.1	27.7	24.6	21.7
扶桑町	45.3	45.2	45.5	21.1	18.7	16.3
大治町	30.1	30.7	30.7	27.8	27.5	32.9
蟹江町	29.4	30.7	33.6	4.5	6.4	5.8
飛島村	51.1	52.0	51.4	11.1	11.3	4.4
弥富市	40.0	41.5	41.8	8.5	6.7	10.9
阿久比町	45.8	46.9	49.0	50.7	53.7	42.2
東浦町	59.8	59.4	55.7	51.3	53.1	57.5
南知多町	34.7	36.8	36.4	6.7	11.8	8.6
美浜町	37.7	37.0	37.0	30.1	13.6	25.6
武豊町	49.8	52.4	52.0	14.8	19.2	18.6
幸田町	55.7	55.7	55.9	19.8	34.3	37.6
みよし市	33.8	33.2	34.4	10.6	17.5	16.4
設楽町	49.6	49.0	48.5	51.7	53.2	39.7
東栄町	49.7	50.5	49.2	36.2	17.2	24.0
豊根村	61.1	59.6	59.3	17.4	33.3	29.4
田原市	41.7	41.6	41.3	21.9	23.4	20.7
愛西市	42.9	43.5	42.9	13.8	7.9	15.6
清須市	47.2	48.9	44.1	21.4	21.1	30.6
北名古屋市	34.3	34.4	33.3	14.6	20.4	10.4
あま市	36.1	39.5	38.9	11.0	10.7	18.1
県平均	37.3	38.2	38.9	15.9	16.2	16.0

表5-3関係 後発医薬品差額通知の実施割合

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	実施	件数	実施	件数	実施	件数
名古屋市	○	25,726	○	30,637	○	28,131
豊橋市	○	1,662	○	3,241	○	2,903
岡崎市	○	790	○	2,308	○	1,746
一宮市	○	1,645	○	3,637	○	3,335
瀬戸市	○	1,518	○	1,868	○	1,664
半田市	○	2,423	○	3,113	○	3,061
春日井市	○	2,771	○	2,808	○	2,293
豊川市	○	1,921	○	2,223	○	2,298
津島市	○	251	○	1,691	○	1,815
碧南市	○	236	○	334	○	572
刈谷市			○	1,766	○	1,619
豊田市	○	5,618	○	5,618	○	6,494
安城市	○	4,642	○	3,621	○	2,417
西尾市	○	1,262	○	1,336	○	1,360
蒲郡市	○	1,386	○	1,644	○	1,002
犬山市						
常滑市	○	398	○	453	○	455
江南市	○	2,212	○	2,117	○	1,825
小牧市	○	2,696	○	2,888	○	2,597
稲沢市	○	3,834	○	3,570	○	2,803
新城市	○	307	○	315	○	304
東海市	○	3,407	○	3,293	○	2,727
大府市			○	998	○	490
知多市			○	381	○	800
知立市	○	739	○	733	○	659
尾張旭市	○	4,070	○	3,765	○	3,545
高浜市	○	55	○	119	○	214
岩倉市	○	1,724	○	1,783	○	1,652
豊明市	○	698	○	948	○	837
東郷町			○	479	○	501
日進市	○	993	○	1,328	○	1,478
長久手市	○	1,914	○	1,293	○	982
豊山町						
大口町			○	153	○	112
扶桑町						
大治町	○	419	○	373	○	379
蟹江町	○	66	○	67	○	49
飛島村					○	64
弥富市	○	252	○	285	○	248
阿久比町	○	282	○	281	○	266
東浦町			○	485	○	394
南知多町			○	954	○	843
美浜町						
武豊町			○	899	○	568
幸田町	○	125	○	149	○	110
みよし市	○	268	○	353	○	333
設楽町	○	42	○	53	○	61
東栄町					○	235
豊根村					○	128
田原市	○	3,219	○	2,914	○	2,510
愛西市			○	420	○	315
清須市	○	901	○	912	○	694
北名古屋市	○	1,000	○	1,000	○	1,000
あま市	○	153	○	238	○	170
県合計	38	81,625	47	99,844	50	91,058

表5-4関係 重複受診者・頻回受診者・重複服薬者に対する訪問指導の実施状況

	重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導の実施延べ人員				重複服薬者に対する取組	
	平成28年度		平成29年度		平成28年度	平成29年度
	重複受診者	頻回受診者	重複受診者	頻回受診者	実施	実施
名古屋市	25		20		○	○
豊橋市	6	1	2	0		○
岡崎市					○	○
一宮市	8	7	9	5	○	○
瀬戸市					○	○
半田市					○	○
春日井市	19	18	5	5	○	
豊川市	73	57	10		○	○
津島市						○
碧南市					○	○
刈谷市						
豊田市						○
安城市					○	○
西尾市	11	11	10	10	○	○
蒲郡市	28	60	30	66	○	○
犬山市	5	18	2	2		○
常滑市						○
江南市						○
小牧市					○	○
稲沢市	4	4	5	5	○	○
新城市	1		3			○
東海市						
大府市						
知多市						
知立市	4	16	3	14	○	○
尾張旭市		1		2		○
高浜市						○
岩倉市						
豊明市						
東郷町						○
日進市					○	○
長久手市						○
豊山町						
大口町						
扶桑町						
大治町						
蟹江町					○	○
飛島村						
弥富市	1	1	1			○
阿久比町						
東浦町						
南知多町						
美浜町				2		○
武豊町						○
幸田町						
みよし市						
設楽町						
東栄町	1				○	
豊根村						
田原市		5		5	○	○
愛西市						○
清須市						
北名古屋市						
あま市	4				○	○
市町村数	14	12	12	11	19	32
合計人数	190	199	100	116	-	-

表5-5~6関係 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況／データヘルス計画の策定状況
(平成29年7月1日時点)

	糖尿病性腎症重症化予防事業		データヘルス計画		
	平成28年度	平成29年度	策定済	平成29年度中に策定	未策定
名古屋市	○	○	○		
豊橋市	○	○	○		
岡崎市	○	○	○		
一宮市	○	○	○		
瀬戸市	○	○	○		
半田市	○	○	○		
春日井市	○	○	○		
豊川市			○		
津島市			○		
碧南市		○	○		
刈谷市			○		
豊田市	○	○	○		
安城市		○	○		
西尾市			○		
蒲郡市	○	○	○		
犬山市			○		
常滑市			○		
江南市			○		
小牧市	○	○	○		
稲沢市		○	○		
新城市			○		
東海市		○	○		
大府市	○	○		○	
知多市		○	○		
知立市	○	○	○		
尾張旭市		○	○		
高浜市	○	○	○		
岩倉市		○	○		
豊明市			○		
東郷町		○	○	○	
日進市			○		
長久手市			○		
豊山町					○
大口町	○	○	○		
扶桑町			○		
大治町				○	
蟹江町			○		
飛島村			○		
弥富市		○	○		
阿久比町			○		
東浦町	○	○	○		
南知多町			○		
美浜町		○	○		
武豊町		○	○		
幸田町	○		○		
みよし市			○		
設楽町				○	
東栄町					○
豊根村				○	
田原市		○	○		
愛西市			○		
清須市	○	○	○		
北名古屋市	○	○	○		
あま市		○	○		
市町村数	18	30	48 47	4 5	2

【参考条文】

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(抜粋)
(平成二十七年法律第三十一号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の二(第八項を除く。)の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

改正後国民健康保険法(抜粋)

(平成三十三年法律第九十二号)

第六章の二国民健康保険運営方針等

(都道府県国民健康保険運営方針)

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- 3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
 - 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
 - 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
 - 四 前項各号(第一号を除く。)及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項
- 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

- 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。
- 9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

愛知県国民健康保険運営協議会条例

(平成二十八年条例第五十九号)

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第七条の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、愛知県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、前条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ前条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員により選挙された者がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年三月一日から施行する。

2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

愛知県国保運営方針連携会議設置要綱

(平成 28 年6月9日 28 医国第 793 号)

(目的)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)による改正後の国民健康保険法第 82 条の2の規定に基づく国民健康保険運営方針の策定に当たり、意見調整及び意見交換を行うため、愛知県国保運営方針連携会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、以下の事項について意見交換及び意見調整を行う。

- (1) 国民健康保険運営方針の策定及び見直しに関する事項
- (2) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する事項
- (3) その他、国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

(構成員)

第3条 会議の構成員は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊田市、西尾市、新城市、高浜市、~~清須市~~、北名古屋市、あま市、蟹江町、飛島村、東浦町及び設楽町の担当課長、愛知県国民健康保険団体連合会事務局長及び愛知県健康福祉部医療制度改革監とする。

(会議)

第4条 会議の座長は、愛知県健康福祉部医療制度改革監とし、会議は座長が招集する。

2 座長は、必要があるときは、保険医療機関の代表者その他の者に対し、会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 会議には、第2条の所掌事務に関する具体的な内容等を検討するため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員及び運営等については、別に定める。

(事務局)

第6条 会議等の庶務は、愛知県健康福祉部国民健康保険課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、それぞれ座長がその都度定めるものとする。

附 則(平成 28 年6月9日 28 医国第 793 号)

この要綱は、平成 28 年6月9日から施行する。

(構成員)※創設時の構成員

第3条 会議の構成員は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊田市、西尾市、新城市、高浜市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、蟹江町、飛島村、東浦町及び設楽町の担当課長、愛知県国民健康保険団体連合会事務局長及び愛知県健康福祉部医療制度改革監とする。

附 則(平成 29 年4月6日 29 国保第1号)

この要綱は、平成 29 年4月6日から施行し、平成 29 年4月1日から適用する。

附 則(平成 29 年6月 20 日 29 国保第 457 号)

この要綱は、平成 29 年6月 20 日から施行し、平成 29 年6月 17 日から適用する。

附 則(平成 29 年 10 月 27 日 29 国保第 760 号)

この要綱は、平成 29 年 10 月 27 日から施行し、平成 29 年9月 11 日から適用する。

発行 愛知県健康福祉部国民健康保険課
住所 〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6868(ダイヤルイン)